

令和5年6月15日

令和5年第2回奥多摩町議会定例会会議録

令和5年6月9日 開会

令和5年6月15日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

令和5年第2回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和5年6月15日午前10時00分、第2回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	伊藤 英人君	第2番	森田 紀子君	第3番	相田恵美子君
第4番	小山 辰美君	第5番	木村 圭君	第6番	大澤由香里君
第7番	澤本 幹男君	第8番	小峰 陽一君	第9番	石田 芳英君
第10番	宮野 亨君	第11番	高橋 邦男君	第12番	原島 幸次君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 新島 和貴君 議会係長 小峰 典子君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	師岡 伸公君	副 町 長	井上 永一君
教 育 長	野崎喜久美君	企 画 財 政 課 長	山宮 忠仁君
若者定住推進課長	須崎 洋司君	総 務 課 長	天野 成浩君
住 民 課 長	加藤 芳幸君	福 祉 保 健 課 長	大串 清文君
観 光 産 業 課 長	杉山 直也君	自然公園施設担当課長	神山 正明君
環 境 整 備 課 長	坂村 孝成君	環 境 担 当 主 幹	原島 保 君
会 計 管 理 者	坂本 秀一君	教 育 課 長	清水 俊雄君
病 院 事 務 長	岡野 敏行君		

令和5年第2回奥多摩町議会定例会議事日程 [第3号]

令和5年6月15日(木)

午前10時00分 開議

会 期 令和5年6月9日～6月15日(7日間)

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	—	議長開議宣告	—
2	—	一般質問(11名) 1 宮野 亨議員 2 澤本 幹男議員 3 原島 幸次議員 4 石田 芳英議員 5 小山 辰美議員 6 木村 圭議員 7 相田恵美子議員 8 伊藤 英人議員 9 森田 紀子議員 10 大澤由香里議員 11 小峰 陽一議員	—
3	—	各常任委員会、議会運営委員会の特定事件に関する閉会中の継続調査について	決 定
4	—	議員派遣について	決 定
5	—	町長あいさつ	—

(午後4時7分 閉会)

午前 10 時 00 分開議

○議長（高橋 邦男君） 皆さん、おはようございます。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配布のとおりであります。

日程第 2 一般質問を行います。

通告のありました議員は 11 名であります。これより通告順に行います。

はじめに、10 番、宮野亨議員。

〔10 番 宮野 亨君 登壇〕

○10 番（宮野 亨君） 10 番、宮野でございます。

通告に従いまして、3 問質問いたします。

はじめに 1 問、町民にとって便利な行政窓口（おくやみコーナー）を。

家族の死亡に伴う手続きは、世帯主変更届や国民健康保険被保険者証の返還などの多くの手続きがあり、何度も足を運ばなければならない等の負担があるとの声が多い。

別府市等では手続きをワンストップで行うおくやみコーナーがある。遺族は、おくやみコーナーで亡くなられた方についての情報を提供し、死亡に関する申請書を市が一括して作成している。同時に、各課にこの情報を提供することで必要な手続きを選別し、その後、手続きの必要な課へ案内、担当課職員が順次コーナーに出向いて手続きを完了する仕組みとなっている。

こうした取り組みは、町民の心理的負担軽減、申請書作成の省略が図られる。このおくやみコーナーについて、ぜひとも設置していただきたいと思います。町のご所見を伺います。

続いて、2 問目です。認知症徘徊対策のための QR コードつきラベル・シールについて。

認知症高齢者の徘徊による行方不明や事故が多発しています。徘徊対策のための衣類や杖などの持ち物に付ける QR コード付きラベル・シール等の無料配布をするなど、多くの自治体で対策が進んでいます。

現在では企業をはじめ、認知症見守り支援サービスが様々開発されている中、町に最も適したサービスを選ぶ必要があると考えます。

入間市では徘徊身元確認支援サービスの一つとして「爪 Q シール」がある。入間市の名称、電話番号、利用者の身元特定番号が記載された QR コードが入った 1 cm 四方のシールを爪に貼り、スマートフォンのアプリなどで読み取ることで保護された方の連絡先である施設などに本人確認の問合せができる仕組みです。我が町でも類似の事業を実施し、徘徊

対策を一層充実すべきと考えますが、町のご所見を伺います。

3 問目ですが、骨髄移植ドナー支援事業奨励金制度について。

骨髄移植や末梢血幹細胞移植は、白血病や再生不良性貧血などの血液疾患の患者さんに対する有効な治療法である。骨髄移植は末梢血幹細胞移植が成功するためには患者さんと骨髄を提供する方（ドナー）の白血球の型（HLA型）が適合する必要がある。HLA型は、兄弟姉妹間では4分の1の確率で適合するが、非血縁者（他人）間では数百から数万分の1の確率でしか適合しない。そのため多くの一般の方からドナーを募る骨髄バンクの事業が必要となる。骨髄バンクを介して骨髄等を提供したドナー及びドナーの勤務先等に対し、提供に要した日数に応じ、助成を行っており、青梅市や日の出町（いきいき健康課）など近隣の市町はこの事業を行っている。

町民の方から、ドナー登録をしたが、町では行っていないのかと問合せがございました。そこを受けて町のご所見を伺います。

3 問よろしく願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 10 番、宮野亨議員の一般質問にお答え申し上げます。

はじめに、町民にとって便利な行政窓口（おくやみコーナー）をについてお答えをいたします。

おくやみコーナーとは、死亡や相続に関する役所手続きの案内や申請書の作成サポート、各種証明書の取得サポートなどを行う特設窓口です。これは、当時の内閣官房IT総合戦略室におけるデジタル・ガバメント実行計画の一環として推進された死亡・相続ワンストップサービスであり、全国の自治体で導入が進んでいるところでございます。

ご家族がお亡くなりになったことにより、ご遺族は多岐にわたり様々な手続きを行わなければなりません。相続は頻繁に起こることではないため、なじみのない手続きに不安を感じ、大きな負担が生じます。そもそもどのような手続きを行えばよいかなどの分からない点も多いはず。また、いざ役所に行っても各手続きで担当する窓口が異なり、手続きごとにどの窓口が担当かを調べなければなりません。

こうした疑問を解決し、ご遺族の負担を少しでも減らすことができるよう、ご家族が亡くなった際に発生する手続きをワンストップで支援するサービスがおくやみコーナーと認識しております。

当町におきましては、この問題も含め、効率性の向上及び利用しやすい受付窓口を目指

し、昭和 63 年度から窓口業務の総合化を図るため、それまでの住民係を総合窓口係と名称を改め、従来からの窓口業務に加え、税に関する各種証明、閲覧、軽自動車の登録、廃車、国民健康保険・年金各種申請等々、それまで分散していた窓口業務を 1 か所に集め、総合的な受付窓口をスタートし、以降、事務の電算化及び行政事務の変化に対応しながら、現在も可能な限り住民課総合窓口係においてワンストップサービスを提供しているところがございます。

したがって、当町では、ご家族がお亡くなりになった際の手続きに特化したコーナーこそ設けてはおりませんが、既にご遺族が手続きに来庁された際には、各課・各窓口を移動することや同じ説明を何度も行うことなく、特別な事例を除き、基本的には住民課総合窓口係 1 か所で必要な手続きは全て行えるワンストップサービスを提供できていると考えております。

議員ご提案の専用コーナーの設置につきましては、スペースの確保や専門の人員配置、利用頻度などから考えますと難しい状況にありますことから、現行の総合窓口機能を更に充実させ、ご遺族の心に寄り添った手続きの簡素化等、負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

なお、当町におきましては、高齢者、または遠方のご遺族が手続きをされることが多いことから、ご遺族の一番の負担となるのは、必要書類の不備等により何度も役場へ来なければならぬ状況ではないかと考えますので、現在、死亡の届出時にご遺族が行う必要な手続き一覧の案内書をお渡ししておりますが、今後は先進自治体で作成しているおくやみハンドブック等を参考に、内容の見直しを図り、役場以外の手続きも含め、ガイドブック的な充実した手続案内書を刷新し、ホームページ上にも掲載してまいりたいと考えております。

今後も国は行政手続きのワンストップ化を進めている方向でありますので、当町におきましても国都の動向を引き続き注視し、適宜対応してまいります。場所やシステムをつくるのが目的ではなく、サービスを作ることが重要と考えておりますので、利用者視点に立ち、町民誰もが分かりやすく利用しやすい窓口整備を図ってまいりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

次に、2 点目の認知症徘徊対策のための QR コードつきラベル・シールについてお答えをいたします。

当町における認知症徘徊対策といたしましては、平成 29 年 9 月に奥多摩町徘徊高齢者早期発見ステッカー配布事業実施要綱を制定し、翌 10 月から実施をしております。

事業の内容は、町の地域包括支援センターに配置している認知症地域支援推進員を中心に取り組んでいるもので、「奥多摩の福祉サービス・高齢者編」の冊子、町広報やホームページのほか、地域包括支援センター便り及び認知症ケアパスのリーフレットなどを通じて周知を図っておりますが、対象者は、ご自宅で生活される概ね 65 歳以上の高齢者で、認知症等により徘徊のおそれのある方とし、ご家族などからの申請を受け、靴や杖等の持ち物に貼ることのできる徘徊高齢者早期発見ステッカーを 1 人当たり 20 枚無料で配布しており、これまでに 18 名の方が登録をされております。

万一、登録された方が行方不明となった際に、ステッカーの番号を地域包括支援センターに連絡いただくことで、ご本人の氏名・住所、ご家族の連絡先が分かるもので、平日の夜間や休日の場合も役場本庁舎の宿日直員を通じて、認知症地域支援推進員をはじめとする担当職員の携帯電話に連絡が入る体制を整えております。

議員ご提案の埼玉県入間市における取組は、認知症高齢者等支援事業（身元確認支援サービス）として「爪Qシール」のほか、靴に貼る「かかとステッカー」、手荷物等につける「SOSキーホルダー」を配布されていると承知しております。

議員からは、特に様々な認知症見守り支援サービスがある中、町に最も適したサービスの選択が必要とのご提言をいただいておりますが、入間市のほか、近隣の青梅市では民間の警備会社と連携し、位置探用のGPS機器と携帯電話電波網を活用して徘徊高齢者の現在地を探索する端末を有償で貸し出す方式とされており、他自治体の先進事例を研究しながら、当面の間、町といたしましては、現在の「徘徊高齢者早期発見ステッカー」の活用を推進するとともに、救急医療情報キット支給事業において希望者に無料配布している携帯用の「もしもの時の救急あんしんシート」も併せて活用してまいります。

更に、地域包括支援センターを中心として、青梅警察署奥多摩交番や町内駐在所並びに奥多摩消防署との連携を継続するほか、地域見守りネットワーク事業として金融機関、電気事業者、生命保険会社、宅配事業者及び生活協同組合など、住民生活に密接に関わっている民間事業者との協定に基づき、日常業務の中で地域住民の異変に気づいたときの連絡体制、高齢者の方を様々な目で見守るネットワーク体制を拡充することで、認知症の方のほか、高齢者の皆様が住み慣れた地域・ご自宅において安全で安心して生活できるよう各種事業を推進してまいりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、3点目の骨髄移植ドナー支援事業奨励金制度についてお答えをいたします。

議員ご提言のとおり、骨髄移植は、その適合の確率から広く一般の方から骨髄を提供するドナーを募る骨髄バンク事業が必要であり、ドナー登録を推進するため、青梅市では平

成 29 年度から、日の出町では平成 31 年度からそれぞれドナーとなった住民の方を対象に 1 日 2 万円、また、ドナーが勤務されている事業所を対象に 1 日 1 万円、通院や入院の日数に応じ、上限を 7 日間として助成金を支給する骨髄移植ドナー支援事業を実施しており、両市町共に当該事業の財源として東京都福祉保健局所管の医療保健政策区市町村包括補助事業を活用されております。

東京都においては、公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、ドナーやドナーが従事する事業所を支援する都内の区市町村への補助を行うことで、骨髄・末梢血幹細胞移植の推進及びドナー希望登録者の増加を図ることを目的としており、その補助条件は、骨髄移植等に関する正しい知識の普及啓発に努めること、骨髄バンク事業における善意の意義と役割について普及啓発し、ドナー希望登録者の増加を図るよう働きかけを行うこと、当該事業に関する調査や事業内容の提供に協力することが主なものであります。

当町においても補助要件を満たすことから、早期に事業実施できるよう要綱を整備し、都福祉保健局と協議の上、補正予算で対応すべく、所管課である福祉保健課に対し、私から指示をしたところでありますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 宮野亨議員、再質問ありますか。どうぞ。

○10 番（宮野 亨君） 再質問というより、1 問目のハンドブック、ありますので、今後とも充実したハンドブックをつくっていただくようよろしくお願いいたします。

2 番目の QR コードつきラベルについてちょっと。うちのほうでも認知症になっちゃったおばあちゃんが山の中に入っちゃって、2、3 週間探したという経緯があって、奥多摩の場合は平らのところがなくて、あちこち隠れちゃうんで、隠れている人たちをどう探すかという、奥多摩町に合った徘徊対策の見守り行動的なものをつくっていただきたいと。これ要望になっちゃいますが、お願いいたします。

そういうことでご答弁大変ありがとうございました。奥多摩町の場合、51%が高齢者なものですから、いろんなことに職員の方、窓口もそうですけど、配慮していただき、思いやりのある町になっていただければなと願ひまして、一般質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、10 番、宮野亨議員の一般質問は終わります。

次に、7 番、澤本幹男議員。

〔7 番 澤本 幹男君 登壇〕

○7番（澤本 幹男君） 7番、澤本です。

それでは、2点ほどお伺いをさせていただきます。

まず1点目でございます。町民が利用しやすい消火器の設置についてでございます。

奥多摩町内で火災が発生した場合には、奥多摩消防署と奥多摩町消防団が出動して消火し、鎮火させていただいております。消防署と消防団の皆様には大変感謝しております。

実際に火災が発生した場合には初期消火が一番大切であります。火災が発生した場合には消防署に連絡して、消防署や消防団が到着するまでの時間が重要であり、火災の類焼を少なくすることができます。

そこで、簡易消火器や家庭用に近い大型消火器があれば、高齢者等でも消防署や消防団の到着を待つまでの間、初期消火をすることができます。当然、火災の規模によりますが、けがをしない程度であれば消火することができますと思います。大きな火災になる前に少しは消火活動ができます。消火器の使用方法は、総合防災訓練等で経験をしております。また、消防団OBも多くおります。

そこで、簡易消火器や家庭用に近い大型消火器を町内にもう少し多く設置したら、火災が発生した場合の初期消火に役立つと思います。設置場所の問題もありますが、町のお考えをお伺いいたします。

2点目でございます。川井生活館についてです。

川井生活館の建物は、現在の場所で使用となってからかなりの年数がたっております。何回かの改修工事も行っていました。しかし、この建物は道路から階段で1階下に降りる建物となっております。当然、道路から川井生活館に入るには、階段を降りる必要がありますし、生活館から出て道路に行くには階段を上らなければなりません。川井老人クラブ千歳会も川井生活館を定例会の会場としております。また、各種選挙の奥多摩町第1投票所として梅沢地区と川井地区の有権者が川井生活館で投票を行います。しかし、現在のように階段を降りて1階まで行かなければなりませんので、足の不自由な高齢者や車椅子を使っている方は非常に不便な状況です。選挙の投票にはエレベーターのある役場までわざわざ行って投票を行うしかありません。

町では高齢者や障がい者に優しいまちづくりを推進しておりますが、現在のこの川井生活館は、高齢者や障がい者に利用しにくい建物であり、高齢者や障がい者に優しくありません。

また、川井生活館は、災害発生時の避難場所としても指定されております。現在のこの状況をどのように考えているか、下記お伺いさせていただきます。

- 1、川井生活館を高齢者や障がい者が利用しやすいように改修するのか。
- 2、現在の川井生活館は、災害時の避難場所として大丈夫なのか。
- 3、川井八雲松葉地区に若者住宅等の計画がありますが、予定地内空地に集会所等を造る考えはあるか。

以上3点お伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 7番、澤本幹男議員の一般質問にお答えをいたします。

はじめに、町民が利用しやすい消火器の設置についてお答えをいたします。

火災発生時の出火場所に居合わせたらまず通報、次に初期消火、避難の順番で行動することが大切であり、初期対応の3原則と言われております。しかし、状況によっては優先順位は異なり、逃げ遅れないような冷静な判断を心がけることが必要であります。

初期対応の3原則は、行動1の「通報」では、早く知らせるため「火事だ」と大声で叫び、周囲に知らせる。声が出ない場合は、非常ベルを鳴らすか、音の出るものを叩くなどして異変を知らせる。また、どんな小さな火事でも119番に通報する。行動2の「初期消火」では、早く消すこと。火が横に広がっているうちなら消火は可能であると言われていことから、水や消火器だけで消そうと思わず、座布団や毛布で火を叩く、牛乳やジュースなどの手近なものを最大限に利用する。行動3の「避難」では、早く逃げること。避難するときは、可能ならば燃えている部屋の窓やドアを閉めて空気を遮断し、煙を吸い込まないように一気に走り抜けるよう言われています。

この初期対応の3原則のうち、「初期消火」では、消火器による初期消火の対応は有効な消火の手段と言えます。ただし、消火器を使用するには、使い方を間違えますと、怪我などに繋がることも考えられることから、正しい使い方を覚えておくことが大事であり、使い方や構え方、その構造や特徴及び使用耐用年数など、防災訓練などを通じて取扱い等についてご理解をいただくことが必要となります。

町では令和3年度に町営若者住宅（大丹波南平）、小丹波第1（宮ノ下）から第4（宮ノ下）、棚沢坂下、栃久保除ヶ野、南氷川第1・第2、海沢第1、氷川大氷川の11箇所の住宅敷地内に屋外用の消火器格納箱17台、蓄圧式粉末（ABC）薬剤を充填した消火器17本を設置したところでございます。

議員からご提案をいただきました火災が発生した場合の初期対応として、消火器による初期消火は、延焼を少なくするための有効な手段であることから、今後、消防署及び消防

団と連携協議し、自治会皆様にもご理解とご協力をいただき、適切な場所に、屋外用消火器の設置を検討してまいります。

次に、川井生活館についてお答えをいたします。

1点目の川井生活館を高齢者や障がい者が利用しやすいように改修するののかについてですが、現在、各自治会で利用されている生活館等は、建設、あるいは改修年度が昭和40年代のものから平成30年度までと幅広く、現行の建築基準法以前に建てられたものも複数ございます。

建設用地につきましては、町有地と個人等からお借りしている用地が混在しており、その多くが町特有の地形の影響もあり、平坦地が少なく、限られた面積の中で斜面や山裾の厳しい立地条件の土地に建てられている生活館等も数多くございます。

また、設置主体については、町ではなく、自治会が設置主体である生活館等もあり、建設当時の用地選定を含め、地域ごとにご苦労があったものと考えられます。

こういったことから、町内各所にごございます生活館等へのアプローチや建物の状況については、その立地条件や建設年度等により、高齢者や身体の不自由な方々にとって利用しやすい施設であることは言い難い状況にあるものと認識をしており、この点につきましては、令和元年第4回町議会定例会において3番、相田恵美子議員から一般質問をいただき、当時の河村町長からご答弁を申し上げており、可能な範囲で改修等の対応を進めていく旨をお伝えしております。

川井生活館につきましては、昭和61年度に建設された鉄筋コンクリート造の建物であります。議員からもご説明がありまして、生活館の出入りに階段を使うなど、使い勝手がよいとは言えない立地条件にあります。昨年度、川井自治会から生活館改修費等補助に係る申請があり、駐車場入口付近の土間コンクリートの修繕並びにトイレ洋式化の改修工事に係る補助金を交付させていただきました。

ここ数年は、各自治会から改修等の相談を複数いただいております。町といたしましても地域住民皆様の利便性の向上に資するよう、当初予算で不足する部分につきましては、今町議会定例会でもご承認をいただきましたが、予算を増額補正することで対応している状況でございます。

川井生活館における出入口の階段の改修につきましては、こういった各自治会の状況や現在の立地条件から簡単には解決できない状況にあります。実現可能な範囲での対応は行ってまいりますので、ご理解をお願いいたします。

2点目の現在の川井生活館は、災害時の避難所として大丈夫なのかについてですが、先

程もご説明しておりますとおり、川井生活館は、昭和 61 年度に鉄筋コンクリート平屋建て構造で建設整備されており、奥多摩町のハザードマップにおいては、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）内に位置している現状でございます。

また、耐震基準においては、昭和 56 年 6 月 1 日から適用された新耐震基準で整備されており、地震に耐える構造基準として震度 6 強レベルから震度 7 レベルの揺れでも建物が倒壊しないような構造基準が設定されており、頑丈な建物であることから、1 次避難所としては有効に活用されております。

これまでの災害時の避難では、令和元年東日本台風（台風第 19 号）においては、町内の避難者数は、町内 27 施設、301 名の方が福祉会館、文化会館及び各生活館などに避難をされており、川井生活館におきましても 5 名の方が避難を行っている経緯がございます。

しかしながら、災害時の避難が中長期にわたる場合には、中長期的避難所である旧古里中学校や古里小学校への適切な誘導等に努め、有事の際の安全・安心に努めてまいります。

3 点目の川井八雲松葉地区に若者住宅等の計画がありますが、予定地内空地に集会所等を作る考えはあるのかについてですが、当該用地につきましては、平成 30 年度に町が定住対策用地としての活用を見込み取得したもので、今年度は、分譲地実施設計委託に係る予算等を計上しております。

一方で、令和 3 年 2 月には川井自治会から町に対して要望書が提出されております。要望書では現在の川井生活館が地域コミュニティの場として、また、災害時の避難場所としても利用されていること、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）が生活館に隣接していること並びに生活館の出入りに階段を活用していることから不便であること等が示されております。

これらに対して、町が取得した松葉地区の定住対策用地付近は、川井地区で数少ない規制がかかっていない場所にあるため、用地の一部を生活館、駐車場等の施設用地として活用したいとの要望内容が示されております。

町といたしましても川井自治会からの要望を踏まえ、定住対策用地としての土地利用計画と整合性を図りながら、当該用地内への川井生活館の建替えにつきましても前向きに検討してまいりたいと考えております。

なお、生活館等の建替え等には多くの財源確保が必要であり、各自治会の施設の建設年度や老朽化、あるいはバリアフリー化の状況等も考慮しながら計画的に整備を進めてまいります。

○議長（高橋 邦男君） 澤本幹男議員、再質問ありますか。どうぞ。

○7番（澤本 幹男君） まず1点目の消火器についてなんですが、適切な場所ということで、どのような場所を考えられているのか、もうちょっと教えていただきたいし、例えば消防団が使用している消火のホースとか入っている筒先とか、そういう建物もあります。そういうところにも置いたりとか、そういうこともできるかと思うんですけど、そういうご検討はされるかどうか1点でございます。

もう一点ですけど、川井生活館についてはご答弁いただいたとおりの内容で、また、自治会からの要望も出ているということで、実際に老人のクラブのほうの千歳会の皆さんも何とかならないかということも実際言われているのは事実で、通告書に書いてありますけど、選挙のときも、結局痛くて降りられないんで、じゃあ役場に連れていってくれという方もおられるので、そういう意味では、ある程度いろんな善処する、前向きに検討するというお言葉をいただきましたけど、できるだけ早くいろんなことを実現するために役場として努力いただければ非常にありがたいと思います。

高齢化が51%ということで、ますます年寄の方が増えている状況にありながら、そういうことがいつまでたってもできないという状況ではいかかかなと思います。役場が新しくなるということも含めて、庁舎も町民が利用しやすいとなるわけですから、ぜひ生活館についても前向きに検討するというので、どこまで早く、どのぐらい早く作るかということについて、その2点お伺いさせていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 7番、澤本議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。

1点目の消火器の部分でございますけれども、適切な場所ということで町長から答弁をさせていただきましたけれども、この部分では、やはり地権者等もございますので、地権者並びに維持管理等も含めまして、今後、十分消防署、消防団、また地域自治会ともご協力をいただきながら検討してまいりますけれども、具体的な例といたしましては、各自治会の施設には消防団の詰所がございますので、詰所なども活用いたしまして、詰所の壁に屋外消火器を設置するというようなことも検討できるかなと思いますので、それらも含めて検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 7番、澤本議員さんからの2点目の再質問についてお答え申し上げます。

川井生活館に関わる建替えの件についてということでございます。再質問の内容といたしましては、どのくらい早く作れるのかというようなお話かと思えます。

町長答弁の中で申し上げておりますけれども、当該用地が定住対策用地ということで、今、実施設計等も進んでいるという中で、この後、整地工事だとか、そういうところが令和5年度以降というところに入ってきます。また、下水道の工事なども道路と一緒にやっていくんですけども、その辺幾つかの工事が連携しながら進められていくという中で、定住用の部分につきましては、令和7年から8年度といったところでその活用が図れるようにということで今計画をしているところです。

その関係から申し上げますと、やはり生活館の部分、ほかの地域のことももう一度洗い直さないといけないところでありまして、1つの考え方としては、8年度以降といったところで検討していくという状況になろうかと思えます。現状としてはそういった状況です。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 澤本幹男議員、よろしいですか。

○7番（澤本 幹男君） ありがとうございます。生活館については何度も言いますが、できるだけ早く町民のために、また住民のためにお願いをしたいと思えます。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、7番、澤本幹男議員の一般質問は終わります。

次に、12番、原島幸次議員。

〔12番 原島 幸次君 登壇〕

○12番（原島 幸次君） 12番、原島でございます。

1点質問させていただきます。道路及び橋やトンネルなどのインフラ（社会基盤）の整備状況についてでございます。

道路や橋、トンネルなどのインフラ（社会基盤）の老朽化が急速に進んでいる今日において2012年12月に山梨県の中央自動車道大月の笹子トンネル内で老朽化した天井が崩落し、車2台が下敷きになり、9名が亡くなる痛ましい事故が起きました。

事故後、道路法が改正され、国や自治体は、5年に1度点検することが義務づけられました。劣化の程度に応じて補修の必要性を早期や緊急などの4段階で分類する仕組みが導入され、当町が管理する道路や橋は数が多く、予算が限られているため、優先順位をつけ、効率的に補修していくことが大切であり、老朽化は今後更に進行する予定でございます。

早期や緊急の補修が必要になる前に早めに手入れをする予防保全が重要と考えます。また、点検の方法も目視が困難な部分にドローンを投入したり、レーザー照射で損傷を見つ

けたり、最新技術を活用することも必要であり、町のご所見をお伺いしたいと思います。

1 として、当町が管理している橋やトンネルは何か所がございますか。

2 番として、老朽化している橋やトンネルは現在ございますか。

3 番、早期や緊急の補修が必要になるところはありますか。

4 として、老朽化が進んでいく中、安全に使用するため、町としての対応はどのようにされるのかお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 12 番、原島幸次議員の一般質問、道路及び橋やトンネルなどのインフラ（社会基盤）の整備状況についてにお答えをいたします。

人々の社会生活を支える道路や橋梁、トンネルといったインフラストラクチャー（社会的基盤施設）、いわゆるインフラ施設は、1960 年代以降、高度経済成長期を背景に、国内において生活の利便性や質の向上を目指し、高速道路網の整備をはじめとした投資が加速し、国の経済成長と国民生活の向上に大きく寄与してまいりました。それから半世紀が過ぎ、これらインフラ施設は整備後 50 年以上が経過し、経年劣化による性能低下や老朽化が全国的な課題となっております。

国土交通省のデータによりますと、国内において整備後 50 年を経過した橋梁は約 73 万橋、トンネルは約 1 万本が存在するとされており、2032 年度には整備後 50 年を経過したインフラ施設は、全体の 59%に急増すると予測されております。

議員のご質問にもございましたとおり、2012 年 12 月 2 日に完成から 37 年を経過した中央自動車道笹子トンネルの上り線において天井板が落下する事故が発生し、9 名の尊い命が犠牲となり、インフラ施設の老朽化時代が本格的に到来したことを物語る痛ましい出来事となりました。

こうした状況を踏まえ、国は、2013 年を社会資本メンテナンス元年と位置づけ、同年 6 月に道路法の改正を行い、点検基準の法定化、国による修繕等代行制度を創設し、翌 2014 年 3 月 31 日には道路法施行規則を公布し、道路の維持又は修繕に関する技術的基準等を定め、5 年に 1 回の頻度で知識及び技能を有する者が近接目視により施設点検を行うことを道路管理者に対し、義務化いたしました。

一方、町が管理する道路や橋梁、トンネルにつきましても経過年数とともに劣化や機能低下が懸念されていることから、町では橋梁の損傷及び変状を早期に発見することで、安全で円滑な交通環境を維持することを目的に、平成 20 年度及び平成 21 年度の 2 か年で各

地域に点在する重要橋梁を対象に、健全度簡易点検を実施、平成 22 年度には奥多摩町橋梁長寿命化修繕計画を策定し、維持管理コストの縮減を図ることを目的として、従来の対処療法型から大規模な補修・修繕が必要となる前に予防的な対策を行う予防保全型へと維持管理体制をシフトし、必要な維持補修事業を実施しております。

また、平成 28 年度からは国庫補助金の社会資本整備総合交付金を活用し、各地域の重要路線に架かる橋梁とトンネルを対象に、国の規定による施設の点検業務を定期的を実施しており、その点検結果に基づき、必要な対策費用を次年度以降の予算に計上し、対応を図っております。

さて、ご質問の 1 点目、当町が管理している橋やトンネルは何か所ですか、であります。また、町が管理する橋梁は 162 橋で、全延長 2,112m であります。この中には朱線等に設置されている小規模な木橋等も多く含まれております。また、町が管理するトンネルは、氷川地内、氷川七曲線の氷川トンネル、白丸地内、白丸トンネル迂回線の数馬トンネル、大沢地内、白妙橋大沢線の無名トンネル及び中山地内、中山沢中線の無名トンネルの 4 か所、全延長 90m のほか、林道では海沢林道の海沢隧道延長 43m につきましても維持管理を行っております。

次に、2 点目の老朽化している橋やトンネルはありますか、であります。町では令和 4 年度に各地域に点在する重要橋梁 22 橋を対象に、橋梁点検車や高所作業車、ポールカメラ、梯子等を使用し、各橋梁の部材に可能な限り近接して、目視による点検及び打音検査を業者委託により実施し、その点検結果による総合的な判断を行い、道路橋点検要領の判定区分、ⅠからⅣに分類をしております。

今回の点検結果では、判定区分Ⅰの構造物の機能に支障が生じていない橋梁は存在せず、判定区分Ⅱの構造物の機能に支障は生じていないが、定期的な観察が必要な予防保全段階が 20 橋、判定区分Ⅲの構造物の機能に支障が生じる可能性があり、措置を講ずる必要がある早期措置段階が 2 橋となり、判定区分Ⅳの構造物の機能に支障が生じていて、緊急に措置が必要となる橋梁は確認されませんでした。

また、トンネル 4 か所につきましては、令和元年度にトンネル点検を業者委託により実施し、判定区分Ⅱの予防保全段階が 2 か所、判定区分Ⅲの早期措置段階が 2 か所との判定がされております。

次に、3 点目の早期や緊急の補修が必要になるところはありますか。あります。2 点目のご質問でご説明申し上げました橋梁及びトンネルで道路橋点検要領の判定区分Ⅲ早期措置段階との判定がされた橋梁 2 橋は、棚沢地内、町道鳩ノ巣御岳線の雲仙橋と海沢地内、

町道日向神庭線の海沢橋の2橋で、雲仙橋につきましては、橋梁と橋台の間で、橋梁の荷重を橋台に伝達する役割の支承という金属部材の一部に腐食が見られること、また、海沢橋につきましては、支柱の鉄筋露出に若干の進行が認められることから、早期措置段階との判定がされたものであります。

トンネルの状況につきましては、町道氷川七曲線の氷川トンネル及び白丸トンネル迂回線の数馬トンネルが壁面のひび割れや剥落等の状態から、判定区分Ⅲ早期措置段階との判定になっております。

これら判定結果におきまして早期措置段階との判定がされた橋梁及びトンネルにつきましては、次回の点検サイクルを考慮しながら、対策に要する予算の平準化を図り、それぞれ必要な補修・修繕を適宜適切に実施してまいりたいと考えてございます。

次に、4点目の老朽化が進んでいく中、安全に使用するため、町としての対策は、であります。住民皆様の生活を根底から支え、時には防災・減災の役割を担うインフラ施設は、日常生活において当たり前のように存在しておりますが、何もしなくても安全に維持され、いつまでも使い続けられるということではありません。このため各インフラ施設を対象とした道路法の規定に基づく定期点検において最新技術の活用を図りながら継続して点検を実施し、得られた点検結果を各インフラ施設のカルテとしてデータの蓄積及び管理を行い、それぞれの個別情報に基づく措置を講じることでインフラ施設の長寿命化を図り、住民皆様が安全で、安心してご利用いただけるよう、引き続き施設の維持管理に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 原島幸次議員、再質問ありますか。どうぞ。

○12番（原島 幸次君） 最近、気象状況の変化により全国各地で今までにないような相当の大雨が各地で降っております。当町においても、いつ線状降水帯が発生して大雨が降るか分かりません。その可能性は大であると思います。それに伴い、当町の各地では、非常に奥多摩町は急峻な地形が多いため、土砂災害が相当発生する、またいつ発生するか分からない状況であります。町としても住民の安全・安心のためにも、常に危険箇所のチェックをしていただきたいと思います。その辺についていかがお考えか、ちょっとお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 12番、原島議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

いつ起こるか分からない災害に対してどのような対応ということでございますけれども、

基本的には町内、常に担当職員がパトロールをしております、斜面の変状であるとか、また、そういった道路施設の異常等について常に注意をしながら監視をしているという状況でございます。

そうした中で変化・変状等確認された場合は速やかに道路維持補修事業で対応を図っておりますので、今後も引き続きそうした対応を迅速に行いながら、大きな災害に繋がらないよう対応を図ってまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（高橋 邦男君） 原島幸次議員、よろしいですか。

○12 番（原島 幸次君） 特に再質問ございません。大変ありがとうございました。以上で、原島の質問を終わります。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、12 番、原島幸次議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中であります、ここで暫時休憩にしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、午前 11 時 10 分から再開いたします。

午前 10 時 52 分休憩

午前 11 時 10 分再開

○議長（高橋 邦男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、9 番、石田芳英議員。

〔9 番 石田 芳英君 登壇〕

○9 番（石田 芳英君） 9 番、石田でございます。

私からは、1 点、カーボンニュートラルの広域的連携による町おこしについてご質問させていただきます。

カーボンニュートラルは、温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを言いますが、政府は、令和 2 年 10 月に 2050 年（令和 32 年）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しています。

近年、国内外で様々な気象災害が発生し、今後、気候変動に伴い、豪雨や猛暑のリスクは更に高まることが予想され、日本においても農林水産業、自然生態系、健康面、経済活動などに影響が出ると指摘されています。

こうした状況は単なる気候変動ではなく、私たち人類や全ての生き物にとって生存基盤を揺るがす気候危機とも言われます。

このため 2015 年（平成 27 年）にパリ協定が採択され、世界共通の長期目標として、世界的な平均気温上昇を工業化以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること。これは 2℃目標と言いますが、それや今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成することなどに合意しました。この実現に向けて世界 120 以上の国と地域が 2050 年、カーボンニュートラルという目標を掲げて取り組んでおります。このカーボンニュートラルの達成には、温室効果ガスの発生源の除去と植林や森林育成などの吸収源の増加が必要とされます。

奥多摩町では既に京都議定書を受けて平成 21 年 11 月に奥多摩町地球温暖化防止実行計画を策定し、町公共施設における温室効果ガスの削減に手だてをされております。しかし、森林面積が 94%の奥多摩町にあって、町外に対しても民間企業や他の基礎自治体との広域的な連携によって、更なる温室効果ガスの削減に寄与でき、また、それが町おこしに繋がっていく可能性があります。

以上を踏まえ、以下お伺いします。町カーボンニュートラル広域的連携について現状と今後の方針はいかがか、お尋ねをいたします。

○議長（高橋 邦男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 9 番、石田芳英議員の一般質問、カーボンニュートラルの広域的連携による町おこしを、についてお答えいたします。

議員からは、町カーボンニュートラル広域的連携について現状と今後の方針はいかがかのご質問をいただきました。

まず、他自治体との森林整備における広域的連携の現状ではありますが、平成 16 年度の豪雨により鹿の食害により裸地化した森林から大量の土砂が流出し、当時町営であった水道の取水施設に大きな被害があったことを受け、森林法第 10 条の 13 の規定に基づき、多摩川の下流地域にあたる武蔵野市からの自然環境や多摩川の水源地を守ることを目的とする提案により、平成 17 年 3 月 1 日に武蔵野市、奥多摩町及び公益財団法人東京都農林水産振興財団との 3 者の中で、奥多摩・武蔵野の森に関する森林整備協定を締結し、被害地である氷川字逆川 644 番地 1 地内の 3.35haの森林整備を行っていただき、現在では植生の回復が図られております。

また、平成 16 年度には昭島市制 50 周年を記念して、多摩川流域の上流地域と下流地域という関係から、氷川字大沢入 1,006 番地内の民有林の伐採跡地、1.44haの整備のため、昭島市が費用負担者となり、昭島市、土地所有者及び公益財団法人東京都農林水産振興財

団との3者の間で分収造林契約を結び、奥多摩・昭島市民の森として昭島市民の皆様による森づくりを進めていただいております。

民間企業との森林整備における広域的連携といたしましては、平成16年度に日本航空電子グループと奥多摩町氷川字大沢入1,008番地地内の町有林0.66haにおいて「日本航空電子グループの森」として企業の森づくりを、平成22年度にはメタウォーター株式会社と山火事跡地の森林再生を目的として、奥多摩町大丹波字井戸地518番地の町有林0.494haの森林整備を行っていただいております。

また、令和3年8月6日に町と包括連携協定を締結した野村不動産ホールディングスが設立した森をつなぐ合同会社との連携及び取り組みとして、大塚山の北側に広がる約130haの山林について、野村不動産ホールディングス側と土地所有者である町とで30年の地上権設定契約を交わし、東京都森林組合に森林経営計画の策定と森林管理を委託するとともに、東京森と市庭とも連携しながら、伐り出された木材を、まずは野村不動産グループ内で活用していくこととされております。

次に、今後の森林整備における広域的連携としては、森林環境譲与税を活用した都内連携事業として、森林を持たない特別区と森林を持つ多摩地域の市町村が連携し、持続可能な森林環境の確立に向けた広域的な取り組みとして、本年7月に参加自治体による協定を締結し、協議会を設置の上、多摩地域の森林において森林整備、カーボンオフセット、現場体験及び木材活用の4事業を実施する予定で準備を進めております。

なお、令和5年度は、森林整備とカーボンオフセットの2事業を実施する予定となっており、森林整備施業候補地の一部として棚沢地区の町有林の提供を予定しております。

また、先程ご説明いたしました森をつなぐ合同会社との連携では、持続可能な社会の実現に向けた自然豊かな奥多摩町の地域づくりを推進し、木材サプライチェーンを構築することで、地産地消の循環する森づくりの実現に向けて取り組むことや地元の産業・雇用の創出にも貢献していくこととされており、今後、この事業を通じて新たな地域づくりが推進されていくものと期待をしております。

このように都内の自治体や民間企業との広域的な連携により町の森林整備が促進され、地元の産業、雇用の創出につながるとともに、関係する人々が森林を通じて町と関わり合いを持っていただくことが結果的に町づくりにつながるものと考えております。

一方で、議員からご説明のありましたとおり、カーボンニュートラルの達成には、温室効果ガスの削減も重要となります。

町では、これまで奥多摩町環境基本条例に基づき、複雑・多様化する環境問題に対し、

総合的かつ長期的な目標及び施策の方向を定める環境行政の基本となる計画として、平成25年度に奥多摩町環境基本計画を策定し、環境の保全に関する施策を推進してまいりました。

こうした中、現計画の計画期間が今年度で終了することから、国内外の環境情勢の変化、国の各計画の策定状況、町における環境の状況等を踏まえ、第2次奥多摩町環境基本計画の今年度中での改定に向けて準備を進めております。

また、地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化対策計画が令和3年10月に閣議決定されたことにより、奥多摩町地球温暖化対策実行計画についても並行して策定を予定しております。

この計画は、温室効果ガスの排出抑制及び吸収量等を推進するための総合的な計画であって、温室効果ガスの排出量削減等を行うための施策に関する事項として、再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの促進、廃棄物等の発生抑制等循環型社会の形成について定めるものとなりますので、先程申し上げました森林整備による温室効果ガスの吸収源対策も含め、環境審議会等の意見を伺いながら今後の方針について検討を進めてまいります。

○議長（高橋 邦男君） 石田芳英議員、再質問ありますか。どうぞ。

○9番（石田 芳英君） ご答弁どうもありがとうございました。

カーボンニュートラルを行うには、発生の抑制と温室効果ガスを吸収するほうの整備というのが重要だということでございますけれども、何点かちょっと質問させていただければと思います。

只今答弁がありました令和5年度から連携をする東京都森林経営管理制度協議会につきまして、3自治体で4事業をされるというようなお話でございました。この3自治体というのはどちらか教えていただければと思います。

2点目としましては、森林環境譲与税でございますけれども、今ありました野村不動産との大塚山について使われるというようなお話でございました。現在、森林環境譲与税はほとんど基金に積み立てていらっしゃると思うんですけども、金額的にできる範囲内というのは限られていると思うんですが、この中でどのようなことを想定されるかというのを伺いしたいと思います。

あと民間との提携とか、各基礎自治体との提携、武蔵野市とか昭島市、日本航空電子との連携がされているということでございます。これは平成16年にされたということで、かなり昔でございますけれども、近隣では、あきる野市に港区民の森とか、新宿の森というものがございます。区のほうでも、この森林環境譲与税とか、あるいは連携したいという

ような意見もあるように聞いておりますので、市以外でも区との連携というのが今後ますます重要になってくるかと思うんですが、区との連携についてはどうなのか、お伺いしたいと思います。

以上3点お願いします。

○議長（高橋 邦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 9番、石田議員からの再質問のほうにお答えいたします。ご質問3点いただいたところでございます。

まず、都内区部との連携の事業につきまして、町長の答弁から、自治体数のほうは答弁申し上げておりませんが、今現在、先程答弁でございましたとおり、7月に協定を締結するという予定で今進んでおりますので、中には区部の皆様からは、まだ公表のほうは控えてほしいというお話をいただいているところです。協定締結までは控えてほしいというようなお話があります。公表の時期につきましては、また協議会の中で、いつ公表するのかということもまたこれから協議をしていくという段階でございますが、現時点で参加される区部の数といたしましては6区を予定しております。

次に、2点目でございます。森林環境譲与税の部分でございます。活用の部分ということで、現状基金に積み立てている額が多いのではないかというようなところで、今後どのように活用していくのかというご質問かと思っております。森林環境譲与税の活用につきましては、度々議員皆様から議会の中でご質問いただいているところでございますが、なかなか具体的にどの部分に活用していくかというようなところの回答ができないというところで申し訳なく思っておりますが、今まで回答させていただいた中で、まずこの協議会に係る負担金の部分だとかに活用させていただいているところと、平成31年度に森林経営管理法が施行されまして、森林経営管理制度がスタートいたしました。こちらにつきまして町の私有林、町有林も含めまして、この制度を使って森林の整備をしていったりだとか、木材の有効活用という部分で目的が決まっておりますが、こちらの部分も東京都と多摩地域の森林を持つ6市町村で構成する協議会の中で現在、どのように活用していくか協議を進めておりまして、現在、意向調査等を行いながら、今後の森林整備をどうしていくかという部分を検討しているところでございます。

基本的にはこの森林経営管理制度、こちらが森林環境譲与税が創設された一つの目的でもございますので、まずはそちらの部分にこれから活用していきたいというふうに考えております。

その他につきましては、今年度、また来年度から皆様方から今度は森林環境税というこ

とで徴収が始まるという部分もございますので、ある程度の方向性は示していきたいというふうに考えているところでございます。

次に、3点目でございます。議員からは、あきる野市さんの区部との連携ということで港区さんだとか、新宿区のお話をいただいております。そういった部分で町として区部との連携をどうしていくのかというご質問かと思えます。

こちらにつきまして、現在、先程町長からご答弁させていただいたとおり、武蔵野市、昭島市との連携や各企業の方との森林整備の協定を結び、連携をさせていただいているところでございます。

区部につきましては、先程町長から答弁もございましたが、森林環境譲与税を活用した都内連携ということで今進めているところでございます。町単独で1つの区と協定を結ぶというのがなかなか難しいという状況もございまして、そうであれば参加を希望する区部と多摩地域の市町村で構成する協議会とで、協議会同士で連携を組んで活用していこうということで始まった部分もございますので、まずはその都内連携のほうを通じて、町の森林整備を区部の皆様とともにしていきたいというふうに考えておりますので、現状は単独での区部との協定という部分については、お話とか、そういった方向性がございませんので、もし仮にそういった部分で区部のほうからお話があって、提供できる町有林等がございましたら協議はしていきたいとは思っておりますが、まずはこの都内連携事業について事業を推進していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 石田芳英議員、いかがですか。

○9番（石田 芳英君） ご答弁ありがとうございます。今ありましたように、前向きにやっていただくというお話でしたので、森林の関係とか、カーボンニュートラル、大変大きな課題でございますので、単独ではできないと思いますので、広域的な連携を図っていただいて良い方向に向かうことを期待しておりますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

私からはこれで終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、9番、石田芳英議員の一般質問は終わります。

次に、4番、小山辰美議員。

〔4番 小山 辰美君 登壇〕

○4番（小山 辰美君） 4番、小山です。

それでは、私からは1点、健康寿命の延伸への取り組みについて質問させていただきま

す。

人は誰でも健康でありたい、いつまでも自分の身の回りのことは自分でしたいと願っているはずです。

ただ、令和元年の統計によれば、日本人の平均寿命と健康寿命の差は、男性が 8.7 歳、女性は 12.1 歳とされています。つまり、日本人は平均 10 年前後の支援や介護を必要とする期間があります。

町の第 5 期長期総合計画における基本方針の一つ、みんなで支えるホットなまちづくりを達成するための施策に、誰もが元気で健康に暮らせる地域づくりを掲げ、その中に健康寿命の延伸が位置づけられております。そのため町では町民の健康意識の啓発や運動、食を通じての健康づくり、予防事業など様々な施策を実施しております。

令和元年に出された中間評価報告では、健康寿命の延伸分野において目標達成に向け、順調に進捗しているという評価 B が出されておりました。また、事務報告によると、特定健診の受診率も少しずつ増加しているようです。ただ、健康づくり事業関係の参加率はコロナ禍のために多く参考にはできないと思われまます。

これらのことから、町の健康寿命の延伸に対する施策は課題もあるが、評価できると思われまます。第 5 期長期総合計画も残すところ 2 年余りとなりました。今後、更に目標達成のために現在実施している諸施策を継続するとともに、課題と思われる面の改善や新たな取り組みなども考えていくことも必要だと思われまます。

そこで質問です。健康寿命の延伸分野における課題と今後考えている取り組みを伺いませう。

○議長（高橋 邦男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 4 番、小山辰美議員の一般質問、健康寿命の延伸への取り組みについてにお答えをいたします。

健康寿命とは、65 歳以上の高齢者が介護を必要とせずに、健康で支障なく日常生活を送ることができる平均的な寿命を指しており、生まれてから亡くなるまでの年数を指す平均寿命と健康寿命との差が不健康期間として、健康上の問題で日常生活が入院や要介護状態になることで制限されている期間とされています。

平均寿命は、令和 2 年の国勢調査に基づく市区町村別の数値を先月 12 日に厚生労働省が公表したところであり、当町においては、男性が 80.7 歳、女性が 86.9 歳であり、全国平均の男性 81.5 歳、女性 87.6 歳をいずれも下回ったものの、20 年前、平成 12 年の国勢調

査に基づく当町の数値と比較しますと、ワースト2位であった男性75.1歳から5.6歳、ワースト1位であった女性82歳から4.9歳、平均寿命は延伸した状況であります。

一方、健康寿命の令和2年のデータは、昨年、東京都福祉保健局が公表しており、要支援1以上の状態にある男性が79.56歳、女性が83.69歳であり、令和2年における平均寿命との差、いわゆる不健康期間は、男性で1.14歳、女性で3.21歳となっております。

議員ご説明のとおり、町では第5期奥多摩町長期総合計画の第1章みんなで支えるホットなまちづくり、第1節誰もが元気で健康に暮らせる地域づくりに、第1の項目として健康寿命の延伸を掲げており、その中で、要支援1以上及び要介護2となる年齢の延長を目標としており、平成29年の町議会第4回定例会において、現議長の高橋邦男議員から町を挙げて健康寿命の延伸を、との一般質問に対し、当時の河村町長から町の取り組みをお答えしたところであります。

その後、長期総合計画の理念を踏まえた福祉保健分野の最上位計画である地域保健福祉計画を令和3年に、また、その実施計画というべき計画として健康増進計画・食育推進計画を平成31年にそれぞれ改定し、各種施策の基本的な方向性を見直し、各種事業の拡充、推進を図っております。

次に、健康寿命の延伸分野における課題についてですが、長期総合計画で掲げる令和6年度の目標値として、女性は要支援1以上、要介護2以上いずれも令和2年の数値でほぼ目標は達成しているものの、男性は要支援1以上、要介護2以上いずれも2歳余り数値が及ばない状況であります。これは、運動を通じての健康づくり、食を通じての健康づくりに係る各種事業への参加が女性が多い傾向であり、男性の参加者が少ないことが課題として顕著に表れているものと認識をしております。

また、平均寿命では、全国のワーストから脱してはいるものの、全国平均を下回る傾向は続いており、都内では最下位に近い状況であります。

このような状況を踏まえ、今後考えている取り組みについてですが、高齢者を対象とした事業では、令和3年度に施設を整備し、令和4年度から開設したシニア筋トレルームにっ古里においては、男性の参加も他の事業に比べ多い傾向であることから、利用ニーズに応えられるよう、男性の指導員、会計年度任用職員を採用し、また、4月下旬から木曜日を追加で開所、更に5月下旬からは、隔週で土曜日にも試行的に開所しているところであります。

一方、氷川・小河内地区の皆様向けに、福祉会館2階にある機能訓練室の筋力向上トレーニング事業の見直しを行い、来年度から、にっ古里と同じ形態で開設できないか、検討

を進めている状況であります。

また、生活支援体制整備事業として、各地域の自治会、高齢者クラブの役員皆様のご協力をいただき、生活館等で実施している自主グループによる通いの場にも男性の参加者を呼び込みながら、引き続き介護予防・フレイル予防の推進を図ってまいります。

一方、元気アップおきたま（健康相談事業）、ヘルシー体操、森林セラピー健康づくり事業、食育講習会及び保健推進員による健康づくり事業への参加者は、リピーターは多いものの、主に65歳以上の方が中心であることから、このうち「元気アップおきたま」を国が来年度までに全国全ての自治体で展開するとしている高齢者の保健事業・介護予防事業の一体的実施に位置づけ、特定健診・後期高齢者健康診査の結果に基づき、保健師・管理栄養士を通じて積極的に参加を促すこととしております。その前段として、各種健診の受診率向上にも引き続き取り組んでまいります。

また、地域包括支援センターの専門職とも連携し、介護予防事業における訪問サービスや普及啓発事業の推進も図ってまいります。

更には、保健推進員の自治会からの推薦が、ここ数年難航している状況を踏まえ、各自自治会での健康事業は、元気アップおきたまや通いの場事業において実施することとし、保健推進員による活動を自治会単位から地区単位、または全町で、主に40代、50代を対象とした事業を平日夜間や休日、もしくは動画配信など、オンライン形式を含めて新規事業として立ち上げるため、福祉保健課の成人保健担当の保健師を中心に、課内の専門職、担当職員で検討を重ねており、今後、保健推進員皆様のご意見をいただき、また、小山議員にも議会を代表し、委員として参画いただいております町の健康づくり推進協議会での協議を進めてまいります。ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 小山辰美議員、再質問ありますか。どうぞ。

○4番（小山 辰美君） ご答弁ありがとうございました。以前より健康寿命が上がっているということで、町の努力だと思います。

以前、町ではモニターを募集して、テレビ電話遠隔医療を実施しておりました。数か月に一度だったんですが、医療相談でしたが、血液検査やセラピーコースを歩いた後の心拍、血圧等をはかって健康状態をチェックしたり、あるいは食事等の指導も実施してくれました。そうした健康チェックも必要であると今後はそう思います。現在行っている事業とともに、健康づくりのために努力してほしいと思います。

また、交通の不便地等、山間部の医療に大変重要な遠隔医療だと思いますが、今後そういった事業実施をできるのか、するのか、再質問したいと思います。

○議長（高橋 邦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（大串 清文君） 4番、小山議員の再質問にお答えいたします。

議員から、かつて実施しておりました遠隔医療、各自治会での生活館での実施の事業に関連しまして、今後、山間部での医療のところも含めての再質問についてお答えをいたします。

議員からありました遠隔医療に基づく各生活館での実施の事業につきましては、現在は、健康相談事業から名称を元気アップおきたま事業に改めまして、各生活館を中心に実施をしているところでございます。

かつて遠隔医療の際には、そういった形でモニターを通じて医師とのテレビ電話等でのやり取りもあったかと存じますけれども、現在は、そういった遠隔医療のところはその当時は、大学連携の中で補助金等も活用しながらのところでございましたけれども、今回は、現時点はそういった財源がないというところの中で、今は都の福祉保健局の医療包括補助等の補助金を活用しながら、かつ生活館での元気アップおきたま事業という形での展開でございます。

今後、議員ご提言のとおり、山間部等を抱えるところの中で、国としてICT活用というところもございますので、そういった補助事業等が、財源を確保できるのであれば、そういった遠隔医療の部分を含め、各生活館での事業で活用できないか検討してまいりたいというふうに考えますので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（高橋 邦男君） 小山議員、いかがですか。

○4番（小山 辰美君） ありがとうございます。やはり人は健康で長生きしたいと感じております。ぜひいろんなことを努力していただいて質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、4番、小山辰美議員の一般質問は終わります。

次に、5番、木村圭議員。

〔5番 木村 圭君 登壇〕

○5番（木村 圭君） 私からは、1つ質問させていただきます。

治安、防犯体制の充実について。

安全で安心な日本の治安は、まさに日本の誇りであり、活力ある社会をつくり出すための前提です。経済の成長に寄与するなど、社会経済活動を支える根幹となるものです。しかし、最近、白昼堂々とテレビドラマの撮影をしているかのような強盗事件、闇バイトによる強盗殺人事件、特殊詐欺事件など多発しております。

当町においてこのような事件等は発生しておりませんが、今後、コロナ感染症の5類移行により、観光客の増加が予想され、来町される方の多様化傾向になることにより、様々なトラブルや犯罪が起きることが予想されます。また、特殊詐欺の発生も防災奥多摩の定時放送で青梅警察署から注意喚起が頻繁になされていることなどを考慮すると、この先、何らかの治安防犯体制の充実が必要と考えます。

検察庁の犯罪情勢分析によると、最近の刑法犯や特殊詐欺などにおいて被害の未然防止や犯罪の発生時の的確な対応を支えるインフラとして防犯カメラが活用され、犯人検挙に役立っているとしています。

これらのことから住民や観光客の安全・安心を確保するため以下質問いたします。

1、現状及び今後の治安・防犯体制は。

2、街頭防犯カメラの増設は。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（高橋 邦男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 5番、木村圭議員の一般質問にお答えをいたします。

議員からは、治安・防犯体制の充実についてのご質問をいただきましたが、令和3年第2回町議会定例会におきまして8番、小峰陽一議員からいただいた町内防犯対策の強化を、に対する答弁と重複する部分がございますが、ご了承くださいませようお願いいたします。

はじめに、1点目の現状及び今後の治安・防犯体制は、についてですが、青梅警察署管内における過去5年間の全刑法犯の認知件数の推移を確認いたしますと、刑法犯（凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯、その他の刑法犯など）は平成30年で840件、令和元年で716件、令和2年611件、令和3年560件、令和4年464件で、主な内容として、凶悪犯（強盗等）の認知件数は、平成30年7件、令和元年で2件、令和2年で8件、令和3年で7件、令和4年8件が報告されております。次に、暴行、傷害、脅迫、恐喝等の粗暴犯の認知件数は、平成30年で47件、令和元年42件、令和2年で41件、令和3年47件、令和4年49件、空き巣、事務所荒らし、出店荒らし、金庫破り等の侵入窃盗犯の認知件数は、平成30年で56件、令和元年も56件、令和2年36件、令和3年30件、令和4年22件です。次に、乗り物盗、ひったくり、すり、万引き等、非侵入窃盗犯の認知件数は、平成30年で529件、令和元年442件、令和2年359件、令和3年351件、令和4年272件と報告されております。

また、特に青梅警察署管内におけるオレオレ詐欺、預貯金詐欺、架空料金請求詐欺、還付金詐欺等、特殊詐欺被害の過去5年間の状況の推移は、平成30年で17件、金額にして約2,215万円、令和元年19件、2,192万円、令和2年14件で3,550万円、令和3年13件で1,401万円、令和4年9件、2,068万円と年間の被害額が高額であることが分かります。

また、最近では、ワクチン接種の予約金をかたる事案や役場の職員などを装って電話をかけ、医療費の過払いがある、受け取れる給付金があるなどの還付金詐欺の電話が増加しているとのことで、青梅警察署と町とが連携して被害の未然防止や特殊詐欺の被害に遭わないよう広報おくたまでの被害対策の周知及び防災行政無線を通じての注意喚起を徹底して行っております。

また、金融機関などによる詐欺被害未然防止の対策も行われている状況でございます。

次に、青梅警察署管内における過去5年間の交通事故死傷者数は、平成30年で516件、令和元年411件、令和2年396件、令和3年305件、令和4年323件と報告されております。

このような犯罪や交通事故などの現状を踏まえまして、治安・防犯体制では、不審者等による犯罪防止等として国道411号の町内の主要交差点5か所に防犯カメラを設置しております。

また、小・中学校においては、古里小学校4台、氷川小学校4台、奥多摩中学校5台及び子ども家庭支援センター6台、奥多摩病院3台の防犯カメラを設置しております。その他、指定管理施設では、指定管理者が独自に設置している施設もあると聞いております。

今後の防犯対策の推進では、引き続き防犯活動への支援や平成30年度から令和6年度までの7か年計画で、町内18自治会に設置されております約1,400箇所の防犯灯のLED化を推進しており、令和4年度までの5か年の実績では16自治会、1,070箇所、約8割の更新が完了し、令和6年度には町内すべての防犯灯のLED化が完了する予定であります。

次に、2点目の街頭防犯カメラの増設は、でございますが、治安・防犯体制におきまして国道411号の町内の主要交差点5箇所及び小・中学校などに防犯カメラを設置しているとお答えいたしました。防犯カメラは、現在主要箇所に設置されており、青梅警察署の交通・犯罪などの捜査にも協力している現状でございます。

今後の増設につきましては、青梅警察署、奥多摩交番並びに各駐在所などと協議しながら、必要な箇所に設置してまいります。

いずれにいたしましても住民や観光客の安全・安心を確保するとともに、犯罪のない安全・安心のまちづくりを推進するため、今後も青梅警察署、奥多摩交番、各駐在所及び青

梅防犯協会を始め、各関係機関は基より、各自治会並びに住民皆様のご理解とご協力をいただき、犯罪のない安全で明るい地域社会の実現を目指し、引き続き防犯対策の強化に努めてまいります。

○議長（高橋 邦男君） 木村圭議員、再質問ありますか。どうぞ。

○5番（木村 圭君） ご答弁ありがとうございました。犯罪件数とかそういうものも減っている傾向にあるように思いますが、最近、観光客、特に外国人が分かりませんが、モラルの低い行動が目につく。こういうものを見ると、やはり犯罪とかそういうところに関わってくるのかなという心配をしております。

それとまた、昨日、国会の参議院で認知症基本法が全会一致で成立しました。この法ができたのは言うまでもなく、今後、認知症の方が増える懸念があるからだとして理解しております。奥多摩の場合、青梅線の終着ということで、認知症の方が間違っただけで来られるとか、あるいは行方不明者、あるいは自殺の来訪者など、様々な情報管理のためにJRの駅、特に奥多摩、あと川井のキャンプ場がありますので、こういうところにカメラがあったほうがやはり町民として安全ではないか、安心できるんじゃないかというふうに思います。

また、たまたま昨日、自殺対策の委員会をやっているときに、奥多摩消防署の課長が出席されていて、サイレンが鳴ったので電話が鳴り、そのときに南氷川の橋から自殺があったという報告がありました。私、その会議に出る二、三十分前ですか、原新商店の前でそれらしい人とすれ違いました。顔色の悪い男女でした。かなり若い人でした。奥多摩交番の前の防犯カメラには映っていなかった、と。多分、電車で来たのかなと思うんですけど、電車を降りて、どうも釣場のほうに行ったというような情報も得ています。それが朝6時半頃だというので、私がすれ違ったのは午後の3時ぐらいでしたか。そんな時間だったので、飛び降りたのはどうも4時頃かと思うんですけど。こういうことを考えると、やはりカメラがあることによって、そういうのが防止されるかどうかというのは別としても、町民としては安心というか、こういう奥多摩町が来訪者、外から来る人が自殺の十数人とか20人とか、そういう報告を受けていますけど、こういうことを考えると、何らかのそういう施策が必要じゃないか、と私は思っていますので、ぜひその辺ちょっとお答えいただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 5番、木村議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

自殺対策、昨日も確かに南氷川の橋ということで私どももお聞きしております。このようなことから防犯カメラの増設の部分につきましては、やはり主要な幹線、国道に今現在

5 つつけてございますけれども、町なかの部分も更なる検討が必要ということで私どもも思っております。

この部分につきましては、警察、特に奥多摩交番、各駐在所、この部分とよく協議をしながら今後検討を進めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 木村圭議員、いかがですか。

○5番（木村 圭君） ありがとうございます。ぜひ検討をお願いします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、5番、木村圭議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 異議なしと認めます。よって、午後1時から再開いたします。

午後0時02分休憩

午後1時00分再開

○議長（高橋 邦男君） 午前中に引き続き、会議を開きます。

次に、3番、相田恵美子議員。

〔3番 相田恵美子君 登壇〕

○3番（相田恵美子君） 3番、相田でございます。

私からは、2件ご質問させていただきます。

1件目です。大学連携事業等の進捗状況について。

総務省のホームページによると、関係人口とは、移住した定住人口でもなく、観光に来た交流人口でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことを指し、関係人口の定義としては、2拠点居住する人、地域にルーツや愛着ある人などが該当いたします。

人口減少に歯止めがかからない奥多摩町の昨今、町が活性化するためには関係人口の増加の施策を講じていく必要があります。

奥多摩町は、昨年9月22日に多摩大学と連携協定を締結しました。令和4年度の当初予算にも大学連携事業費として旧甲州屋の改修費が計上され、学生たちのフィールドワーク等を通し、町民や関係人口等の交流を図る多機能型地域活性化拠点として旧甲州屋が改修されることになりました。まさにこの大学連携事業は、関係人口増加に対する町の積極性の表れではないかと思っております。

そして、その拠点地とされる旧甲州屋の改修は、空店舗対策や駅前の活性化にも繋がり、氷川の住民をはじめとする町民の方々からも期待をする声が寄せられています。

以下、ご質問させていただきます。

令和5年度の当初予算にも新たに計上された大学連携事業ですが、旧甲州屋の改修時期も含め、具体的な計画とその進捗状況をお伺いいたします。

2件目です。学校内の安全について。

4月に新年度が始まり、町の中にも真新しいランドセルを背中いっぱい背負った新児童、真新しい制服がまぶしい新中学生が見かけられ、新緑の季節と共に町にも活気を感じられました。少子化の奥多摩町にとって子どもたちの元気な声、健やかな成長、その存在は町の宝であります。そして、子どもたちが一日の大半を過ごす学校は、安心して安全でなくてはなりません。

学校内の安全について以下、ご質問させていただきます。

1、4月に杉並区立小学校の児童が校庭に放置された釘で大けがをした事故が発生しました。学校側の調査では、校庭に500本を超える釘やフックが放置されていたそうです。行事の目印に使用された釘が長期にわたり取り忘れられていたということが惨事を引き起したとの報道でした。

文部科学省は、5月12日に全国の教育委員会に安全点検を徹底するように通達を出しました。奥多摩町の対応についてお伺いいたします。

2、小中学校での不審者対策はどのようにされていますか。

以上、2件であります。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 3番、相田恵美子議員の一般質問にお答えをいたします。2点目の学校内の安全については、教育委員会の所管となりますので、後程、教育長から答弁をさせていただきます。

はじめに、大学連携事業等の進捗状況についてお答えをいたします。

議員からは、令和5年度の当初予算に新たに予算が計上された大学連携事業ですが、旧甲州屋の改修時期も含め、具体的な計画とその進捗状況をお伺いいたします、とのご質問をいただきました。

令和5年度一般会計当初予算に計上いたしました内容につきましては、令和4年度一般会計補正予算（第4号）における予算皆減理由を含め、その経緯を令和5年第1回町議会

定例会においてご説明させていただきました。

今年度の予算につきましては、改めて仕切り直しという形になりますが、旧甲州屋の改修時期に関しては、大学連携事業という名のとおり、多摩大学の松本ゼミの松本教授を中心とする大学側と調整を図った上で定めてまいりたいと考えており、現時点での具体的な改修時期は未定であります。

次に、具体的な計画や進捗状況についてですが、大学側の考え方といたしましては、町は、大学連携事業を通じて、保有している不動産を地域活性化のために活用してもらうために改修費等を含め、予算計上しているとの認識を持っております。

したがって、ハードもソフトも大学と町、そして、実際に運営していく事業者との連携の中で実施内容が決まってくるものであり、あらかじめ仕様が定められた事業を委託するようなこととは性質が異なるとの認識を持っており、町も同様の認識であります。

昨年9月の町と多摩大学との連携に関する協定は、包括的な連携を通じて開かれた社会を志向し、自然豊かな奥多摩町を軸とした地域社会への貢献を図るために締結いたしました。が、広義の意味での町と松本ゼミ生をはじめとした多摩大学との連携は協定締結以前から始まっており、現在も観光ゴミ収集での協力などの活動が町内で継続的に行われております。そういった意味では、ハードの整備以上にソフトの中身が大事になってくるものと考えております。

いずれにいたしましても、今後、松本先生と協議を進めるとともに、関係人口ともいえる学生の若い力を借り、地域皆様の理解をいただきながら連携して本事業を推進してまいります。

○議長（高橋 邦男君） 教育長。

〔教育長 野崎喜久美君 登壇〕

○教育長（野崎喜久美君） 3番、相田恵美子議員の一般質問、学校内の安全についてお答えいたします。

1点目の奥多摩町の対応について、ですが、今年4月13日、杉並区の小学校の校庭において体育の授業中に児童が転倒した際、地面から釘の一部が突き出ており、左膝を10針縫うという大けがを負う痛ましい事故が発生いたしました。

それを受け、文部科学省から学校施設の校舎外の安全管理について、安全点検が確実になされるよう東京都教育委員会経由で通達があり、教育委員会では、直ちに町内小中学校に対し、日常的な安全点検の実施についての文書を発出し、点検を行うよう指示をいたしました。

町内の各校では、これ以前からも教職員が校庭に釘等の危険物がないかの確認、運動会、体育の授業で整列する際やダンス授業時での立ち位置、あるいはハードルを置く位置などの目印として打ち込まれているポイントやマーカーについても危険なものがないか確認するなど、日常的に安全点検を行っております。

また、杉並区の事故後の点検におきましても教職員が目視や状況により手でグラウンドを触って釘等の危険物の有無を確認いたしました。新たな釘等の危険物の発見はなく、ポイント等も安全に埋め込まれていることを改めて確認いたしました。

教育委員会といたしましては、今後も体育等で使用しなくなったポイントを確実に除去するなど、校庭の安全点検に努めてまいります。

2点目の小中学校での不審者対策について、ですが、今年3月、埼玉県の中学校で期末試験が行われていた教室にナイフを持った少年が侵入、試験監督者である男性教員が上半身を複数回切りつけられ重傷を負った事件が発生いたしました。犯人は、施錠されていない正門から進入し、3階の教室へ行き、事件に及んだということです。

当町の小中学校における不審者対策につきましては、各校いずれも立地的に敷地を塀や門扉で囲うことが難しく、不審者が様々なところから学校の敷地に入ることができる状況にはありますが、防犯カメラを設置しており、職員室のモニターで人の出入りを監視できるようになっております。

また、各校とも危機管理対応といたしまして、不審者が校舎内に侵入したときの避難訓練も実施しております。不審者侵入の際には、教職員と児童・生徒のみが知っている、不審者には理解できない共通の合い言葉を校内放送し、教職員が各教室の出入口に机等でバリアードを張るなど、生活指導主任を中心に児童・生徒や教職員へ訓練を行っております。

なお、共通の合い言葉につきましては、小学校から中学校へ進学いたしましても同じ対応ができるように統一いたしました。

このほかにも常日頃から青梅警察署のスクールサポーターをお招きし、不審者対応についてのセーフティー教室や生活指導主任会で情報交換を行っております。

議員もご存じのことと思いますが、青梅警察署管内の奥多摩にあります駐在所の警官の方々は、定期的に学校施設や町内全体を見回っており、学校や教育委員会に様々な情報提供をいただき、未然に防ぐ、防いでいく連携体制にも力を入れております。

しかし、不審者対策には絶対の安全・安心はないということも指摘されております。児童・生徒や教職員の安全・安心を守るためには、どのような対策や整備が必要なのか、他地域の取り組みも参考にしつつ、東京都教育委員会や青梅警察署などの関係機関とも連携

しながら、さらなる不審者対策を進めてまいります。

○議長（高橋 邦男君） 相田恵美子議員、再質問ありますか。どうぞ。

○3番（相田恵美子君） ご答弁分かりました。ありがとうございます。

旧甲州屋についてなんですけども、長年空店舗になっているということもあり、また、駅に近いということもありまして、住民の方々からも観光立町なのに、見栄えが悪いというご意見も伺っています。令和3年6月議会にて、駅前のグランドデザインは、という一般質問をさせていただいたときも同様なことを私は申し上げました。大幅な改築はされないということですが、その場所が町民と関係人口の方々の繋がりをつくれる場所となることは、駅前の活性化、いわゆる町の活性化にも寄与することは間違いありません。この3月議会の補正予算では不用額とされてしまいましたが、大学側と町側との都合により、執行されなかったというご説明でありました。

当初予算に計上されて、大学との連携協定もなされましたので、私は、地元の方々には令和4年度中に改修が始まる旨をお伝えいたしました。住民の方には期待感を持たせてしまいました。

多機能型地域活性化拠点は、大学と町だけの問題ではなく、そこに町民がいてこそその拠点だと思います。令和4年度に執行されなかったのは残念であります。只今ご答弁いただきましたように、令和5年度の予算に新たに組み込まれているので、学生さんたちのためにも、もちろん町民の皆さんのためにも今年度のオープンを楽しみにしたいと思っております。

再質問であります。先月、カザフスタンの女性の方からご相談がありました。その方は、日本に留学していた経験もあり、現在は、自国と日本を行き来するビジネスをされているそうです。日本の教育や福祉の制度が素晴らしいので、自国にも取り入れたいとの高い志をお持ちの方で、日本の教育や福祉を奥多摩で学びたいと言われました。学ぶには滞在する場所を確保しなければならない。どこに相談しますかという相談だったんですけれども、このようなニーズは、コロナが5類相当になり、社会が動き出してきた影響もあり、今後増える可能性があります。

そこで、大学関連事業はこのような中期や長期にわたって滞在を可能にするニーズにも応える事業だと考えておりますけど、そのような理解でもよろしいのでしょうか。これから協議を重ねるということで、ちょっとお答えづらいかもしれませんが、私の理解不足なのかもしれないので、ご説明をお願いしたいと思います。

もう一点なんですけども、昨年の移住や定住、または起業したいという方の町外からの

町への問合せは何件ぐらいあったのか、教えていただきたいと思います。

2件目の学校内の安全についてですけれども、学校でも先生方も十分取り組んでくださるということで、本当にありがたいお話です。

22年前の池田小学校の残忍な事件、この6月でした。これまで当たり前だった学校安全神話が崩れ去った事件でありました。私ごとですが、ちょうど長女が小学校に入学したてであり、私たちは仲間たちと子どもたちの放課後の居場所についての計画をはじめたばかりでした。もちろん白紙になってしまいました。

当時の報道では、犯人の侵入を許してしまったのが最大の原因だったとされましたので、当時の全国の学校では戒厳令が敷かれたように、今思うと、過剰なまでの閉鎖が始まったという記憶があります。

学校は地域社会との関わりも大切であり、学校を閉鎖的な場所とするのではなく、安全に開かれた環境づくりのバランスが重要だと思っております。

先程防犯カメラについては木村議員の一般質問でもご答弁がありましたけど、小学校には4台というようなお話でしたけども、防犯カメラについて保護者の方々への周知はされているかどうかというところで再質問させていただきます。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 3番、相田恵美子議員さんからの再質問3点ほどございましたけども、まず1点目の部分について私のほうからご答弁を申し上げます。

大学連携事業に関連してということでございます。カザフスタンから日本にいられている方ということで、日本での教育や福祉、奥多摩で学びたいということで、自国と日本の橋渡しというようなことも含めてビジネスを考えているということでございます。どこで相談したら良いのかというようなお話も最初のほうにあったかと思えます。

基本的には、やはり定住相談窓口という部分では、若者定住推進課のほうが担っているというところはこれまでと変わりがないという認識でお願いしたいと思えます。

それから、いわゆる旧甲州屋を活用した多機能拠点の施設の事業の部分というお話がございました。中長期的にこういったこれらのニーズに応えていけるのかどうかというような内容だったかと思われまます。先程町長の答弁でも申し上げさせていただいているところでございます。令和5年度中に当該施設を一定の改修をしてオープンをするというこのことについては当初から変更がないということが1点。

それから、一番最初のきっかけというのは、多摩大学の学生たちがいわゆるミニスーパー

一を設立したいというところがその甲州屋さんを使う一番最初のきっかけだったというふうに認識をしているところであります。その後、多摩大学と協議を重ねていく中では、なかなかミニスーパーとしての成立というのは難しいというのは、学生も含めてその辺考え方が変わってきたという中で、現状の多機能の活動拠点というような位置づけになってきたという状況がございます。

そういった中で、先程のこういった外国人の方たちのニーズなども応えられるのかというお話だったんですけれども、ここの部分についても先程の答弁の繰り返しにもなってしまいますけれども、ハードもソフトもといういわゆるソフトの部分、ここについてその多機能の中身というのがどういうことなのかということで、もちろん相田議員から関係人口というお話があって、それは広い意味でいえば日本人に限らず、外国の方も当然含まれるという認識しております。

そういったところも含めて、それこそこれから松本教授含めて大学と検討していきまして、町にとってですけれども、当然そこには町民が住んでいらっしゃる、近くにもいらっしゃるということもありますので、大学だけじゃなくて当然、大学側も町の活性化ということを希望していて、こういう大学連携事業を結んでおりますので、そこを間違いないようにして、相田議員からお話あった部分もどういった形で取り込んでいけるのか、いけないのかも含めてですけれども、今後協議を進めてまいりたいと思いますので、ご理解のほうよろしく願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 若者定住推進課長。

○若者定住推進課長（須崎 洋司君） 3番、相田議員の2点目のご質問にお答えいたします。

移住定住の問合せの件数ということでございます。令和4年度で令和5年3月31日現在で1,379件でございます。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） 教育課長。

○教育課長（清水 俊雄君） 3番、相田議員の再質問にお答えさせていただきます。

防犯カメラの保護者への周知についてですけれども、毎年、学校ではセーフティ教室を行っております。その場で生活指導主任のほうから保護者のほうに対しまして、防犯カメラの設置並びにモニターのほうは職員室の副校長の後ろに置いてありますので、そのほうで監視している旨もお知らせしているところでです。

カメラのほう、設置状況につきましては、古里小のほうは昇降口の国道側、あと校庭側

から古里小は入れるようになっていきますので、そこに設置しております、あとは体育館から校舎に入るところ、そこに設置しております。

氷川小は、校庭側から東西昇降口がありますので、そちらに設置、あと体育館の入り口、町道から校庭へ入るところへ設置しております。

奥中につきましては、正門、生徒の昇降口、職員の通用口、山側の校舎のテニスコート側からのほう、そちらからも入れるようになっていきますので、そちらにも設置、あと体育館のほうに行くところに設置しております。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） 相田恵美子議員、いかがですか。どうぞ。

○3番（相田恵美子君） 分かりました。

今回の質問に絡めて町長にご質問したいんですけど、よろしいでしょうか。先日、「西の風新聞」に町長の町政報告会のことが掲載されておりました。私も氷川の福祉会館で拝聴させていただきました。とても分かりやすい内容でしたけれども、その中で、食を中心とした観光事業の広がりという項目がありまして、町内のキッチンカーや花屋さん跡のお魚販売、これは森田議員がされているんですけども、小川屋さん跡地と民間の飲食関係の紹介がありました。その中でもその同列に甲州屋も入っておりました。町長が町の中で活躍される方々を紹介されたのは大変よかったのですが、甲州屋さん以外は全て民間の事業者さんです。特に、小川屋さん跡地は、先日の「西多摩新聞」に、氷川在住の志茂さんが自己資金を投入し、利益度外視で町の再起を目指すと載っておりました。同列で載ってしまうと、町が何らかの支援をされているのかなという誤解が生まれないかなというふうに心配なのと、甲州屋さんは町の所有でありますし、町の予算で改修をされるわけなので、ちょっとそこは違うのかなというふうに私は個人的に感じたところです。

町長、最初は関係人口というお言葉をよく言われていたと思うんですけど、私だけかもしれないけど、最近余り町長のお言葉の中に関係人口と出てこない。なぜだろうなという疑問と、町としては民間の頑張っている事業者の活動に資金以外でも何か協力支援ができないのか、この2点、町長お伺いします。すみません。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 師岡町長。

○町長（師岡 伸公君） 先に関係人口なんですけれども、やはり関係人口という言葉が再三唱えていた時期と、今、ある程度、例えば川井のOKUTAMA+なんかで、そこでワーケーションやったり、サテライトオフィスで2社が入っていたりと、そういう意味では非常に関係人口が増えつつあるという認識が私の中で小さな満足感がちょっとあるもん

で、そういう言葉が少なくなったのではないかなと。常に観光事業に関しては、今の相田議員からのご質問にもありますように、常々やっぱり注視していかなきゃいけない。例えば海沢のクラインガルテンなんかも、確かに週末だけの方もいらっしゃいますけれども、やはり若い方でなくても、奥多摩に興味を持ってきて、これだったら空家に住んでみてもいいのかなと思う人が増えたりとか、そういう意味では、年齢にかかわらず関係人口を増やしていくことがこれからの奥多摩の生命線ではないかなというふうに思っています。

そういう意味で、最近は余り使っていないかもしれないですね。そんな気持ちでありますので、決してそこに対して注意を怠っているわけではありませぬので、ご理解をいただければというふうに思います。

それから、民間事業者への支援の内容というのは、やはり全体予算の中で公にやるものとそうでないものとありますので、具体的に固有名詞が今出しづらいですけれども、例えばそういう頑張っている人たちを私が口頭でいろんところへ行って、こういう人たちも頑張っているんだよと。この人たちが今申し上げたような関係人口で移り住んだ人たち、それから、従来奥多摩の先輩方と一緒にコラボレーションしながらつくり上げた人たちだとか、そういう説明をしっかりと広報を私自身がすることによって、皆さんがそこに興味を持ってもらう。そういうふうな形でちょっと今やっていますけれども、実際に甲州屋さんの跡地以外は民の人が民地を自分たちのアイデアの中でやってくさっている。

ただ、こうしたほうが奥多摩の今までの生活レベルですとか慣習に合うんじゃないのみたいなアドバイスはしっかりとさせていただいています。その中で、成功しつつある事業者さんも幾つか見えておりますので、これはこれで本当にありがたいなというふうに思っています。

そういった形で、今後、その支援の方法なんかも、この範囲だったらできるだろうというようなことを職員とも相談しながら、なおかつ皆さんにもご意見をいただきながらしっかりと応援して、奥多摩のまちづくり、それから、やっぱり観光立町ですから、観光に資するような事業者さんにも一緒になって歩んでいければと思っています。

ただ、私がこの数年で感じていることは、新しい事業者さんでもしっかりと奥多摩の歴史をつくってきた先輩方と話をした上で事業を進め、展開しているという、成功している事例はそういう方々だなというふうにつくづく感じておりますので、また新たにいろんな形で相談に来られた方には、そうやって全体でまちづくりをしていけば、きっと成功しますよというふうな励ましはしていきたいなというふうに思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（高橋 邦男君） 相田議員、質問のほうは再々質問までというふうにさせていただきます。

○3番（相田恵美子君） では、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、3番、相田恵美子議員の一般質問は終わります。
次に、1番、伊藤英人議員。

〔1番 伊藤 英人君 登壇〕

○1番（伊藤 英人君） 1番、伊藤です。

放課後居場所づくり事業と放課後等デイサービスについて。

令和6年度より本格的に事業開始予定の放課後居場所づくり事業に関連して、以下質問いたします。

①放課後居場所づくり事業の概要について説明をお願いいたします。

②発達障害等の障害を持つ子どもが近年全国的に増加していると言われております。そういった児童生徒の療育を目的として放課後等デイサービスという福祉サービスがありますが、現在奥多摩町にはその事業者はおりません。町内にも放課後等デイサービスを必要とする児童生徒や保護者はいると考えられるため、今後実施される放課後居場所づくり事業には、児童生徒への療育を提供する放課後等デイサービスも設置、併設することが望ましいと思いますが、設置の予定はございますでしょうか。

ただし、放課後居場所づくり事業と放課後等デイサービスとでは、対象とする子どもの年齢に違いがあるほか、療育を必要とする子どもの特性によっては必要な設備の違いもあります。何より放課後等デイサービスの設置には、療育の専門知識を有する職員の配置が必要となるなど、両者を同列に考えることはできません。

しかしながら、療育を必要とする町内の子どものためのサービスが従来なかった点から、放課後居場所づくり事業実施に合わせ、療育機会を提供する施設を整備する必要があるかと考えております。

奥多摩町と林業の将来について。

SDGsの世界的な潮流の中で、豊かな森林に恵まれた奥多摩町は、環境保全の先進地といえ、森林を健全に維持する林業という産業は、環境保全の最前線と言えます。しかしながら、町内においては、林業事業者の後継者の不在や新規参入事業者の見込みの少なさも考慮すると、奥多摩町の林業は、近い将来に消滅するのではないかと私は危惧しております。

町内の林業事業者の現状は、中・長期的な展望を持てるほどの経営資源も情報もなく、人材育成もままならない状況と言わざるを得ません。森林が持つ多くの公益的機能を鑑み、林業という産業の維持に様々な公的支援が行われておりますが、各種の助成事業に対応できるだけの経営基盤や事務処理能力を町内の林業事業者が必ずしも有しているとも言えません。

町が都と事業者との間に入り、現状の聞き取りや必要な支援の把握、手続きのサポートをし、実態に合った支援策の実施を東京都に対して要望する役割が期待されます。

また、林業が都や町の環境や産業の持続可能性向上に資することを考慮し、林業という産業の維持・発展を図る施策の展開も不可欠かと思えます。

以下、質問いたします。

①町として町内の林業事業者や林業という産業の現状と展望について、また、今後の具体的な支援策についてお考えはありますか。

②地域資源活用事業について、現在実施中の野村不動産ホールディングス株式会社さんとの民間事業者と連携した循環する森づくりの今後の展開は。同事業の他の民間事業者との新たな連携の構想は。

③奥多摩町も参加する東京都森林経営管理制度協議会に期待される役割と今後の展開は。現在、町は協議会に対して何を求めていますでしょうか。

④東京都の農林水産振興財団や林業労働力確保支援センターをはじめとして林業業界への公的支援策は多くありますが、町や産業の活性化までには至っていない感があります。町内林業振興の施策と林業従事者や就業希望者の町への移住定住を推進する施策を都と町とで連携して行うことが町の将来にとって望ましいと考えますが、これに関してご所感はいかがですか。

丹三郎地内定住対策事業に伴う関連事業について。

町の定住化対策事業として丹三郎地内において令和8年度の第1期分譲地販売から10年度第3期販売まで計14区画程度の分譲地と造成を町は計画しております。

丹三郎は、JR古里駅をはじめ、小学校、図書館、コンビニエンスストア、金融機関などが徒歩圏内にあるという立地ではありますが、一方で、環境と交通の面で以下のような課題が見られます。1つは、南側に山林があるため、日照時間の短さが顕著で、衛生環境に課題があり、特に子育て世帯の健康面への影響が懸念されます。今後は新築時のソーラーパネル設置が一般化する傾向があり、日照時間の短さは経済的なデメリットともなります。ひとつに、運転免許返上による高齢者の歩行者の増加、定住化対策事業による児童・生徒

の大幅な増加が見込まれますが、大型ダンプを含む交通量が多い上に、万世橋の歩道が狭く危険なため、古里駅方面へ徒歩で移動することが困難です。

上記を踏まえ、定住化対策事業実施に関連して以下要望し、質問いたします。

①分譲地販売開始よりも前に定住対策用地周辺の日照確保のための事業の実施はできませんでしょうか。

②丹三郎地内山林において日照確保を兼ねた搬出伐採を施業することで、単なる多摩産材ではなく、丹三郎産の建材を丹三郎地内定住対策事業に活用する事業等を町が実施すること、例えば地域資源活用事業としてなどですが、そういったことはできないでしょうか。

③子どもや高齢者が外出し交流する機会の創出のため、移動図書館やまびこ号の丹三郎への巡回の実施をお願いします。

④丹三郎地内に西東京バスの車両が停留しておりますが、運行はしていません。乗降用停留所を幾つか設置し、丹三郎内にバス路線が運行できるよう西東京バスへの働きかけをお願いします。

⑤万世橋の歩行者の安全面の早期改善について東京都への更なる働きかけをお願いします。

私の質問は以上です。

○議長（高橋 邦男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 1番、伊藤英人議員の一般質問にお答えいたします。

まず、放課後居場所づくり事業と放課後等デイサービスについてのうち、放課後居場所づくり事業の概要について説明を、についてですが、この放課後居場所づくり事業の概要は、本年3月の町議会第1回定例会において、3番、相田恵美子議員、8番、小峰陽一議員それぞれの一般質問でお答えしており、重複する部分もございますが、ご了承くださいますようお願いいたします。

放課後居場所づくり事業は、国が「新・放課後子ども総合プラン」において推進する学童クラブ事業と放課後子供教室との連携について国及び東京都の補助事業を活用し、当町における学童保育と児童の多様な体験や学びの機会を民間に委託することで一体的に実施し、児童の放課後居場所づくりにおける体制の充実を図ることを目的とする新たな事業であります。

具体的には、学童保育会の運営を含め、民間の事業者への委託を予定しており、学童保育と児童の多様な体験や学びの機会の一体的な実施に当たり、学童保育については、既存

の学童保育会の運営形態をそのまま業者委託することを想定しており、町の会計年度任用職員である学童指導員についても継続雇用することを条件として業者選定するものであります。

一方、新たな体験や学びの機会については、既存のチャレンジ奥多摩や放課後英語教室と連携するとともに、一部は委託化も含め検討の上、新たなプログラムの実施に当たっては、委託業者から派遣されるスタッフによる対応も予定しております。

来年度、令和6年4月からの本格実施に向け、今年度はその準備を行うもので、4月以降、所管課である福祉保健課を中心に、教育課の関係職員とともに、業務委託に係る仕様書の骨子となる体験や学びの機会のプログラム、学童保育との一体的実施の方法等について協議を重ねており、当初、年度末に設けるとした移行期間の時期の見直しを含めて具体化に向け検討を行っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、今後実施される放課後居場所づくり事業には、児童生徒への療育を提供する放課後等デイサービスも設置、併設することが望ましいが、設置の予定は、についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、放課後等デイサービスは、療育を必要とする子どもの特性によって必要な設備の基準のほか、特に人員基準として、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員の配置が必須であり、重症心身障害児に対しては、更に嘱託医、看護師の配置が必要となります。

現在、町内での放課後等デイサービスのニーズはなく、来年度本格実施する放課後居場所づくり事業での併設は予定しておりませんが、設置基準、特に、人員基準を踏まえますと、学童保育との併設を含めて、町内において整備することは現実的でなく、就学相談や就学支援の状況に応じて、例えば西多摩地域内の特別支援学校に就学され、学校の近隣にある放課後等デイサービスを利用される場合に、必要な支援を行うことで、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第5条に規定する地方公共団体の責務を果たしてまいりたいと考えております。

なお、医療的ケア児及びそのご家族に対する支援については、今後、町内の関係機関の代表者並びに住民の代表者で組織する町の自立支援協議会及び子ども・子育て会議における協議を踏まえ、町の実情に応じた対応を検討してまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、奥多摩町と林業の将来についてお答えいたします。

我が国の林業は、戦後の復興等の一環として木材需要が急激に増加したものの、戦時中

の乱伐による森林の荒廃や自然災害などの影響で木材が供給不足となり、国産材は価格高騰が続く状況となりました。このため国は、拡大造林政策により、建築用木材として価値が高いスギやヒノキなどの針葉樹の造林を全国的に推進し、町におきましても全町的にスギやヒノキの造林が行われました。

しかしながら、木材輸入の自由化により、安く安定的に供給できる外国産材が主流になってくると国産材の価格は低迷し続けました。近年、コロナ禍におけるウッドショックによる一時的な価格高騰はありましたが、長期的に見ると、木材価格は下落、低迷傾向にあり、採算が見込めないスギ、ヒノキなどの人工林は手入れがされず、森林所有者の世代交代や不在化などによる所有者の特定が困難な森林が増加し、森林の管理が適切に行われていない状況が長らく続いております。

1点目の町として町内の林業事業者や林業という産業の現状と展望について、また、今後の具体的な支援策について考えは、についてですが、町における現状の林業施策といたしましては、平成14年度から始まりました東京都の補助率10分の10の環境対策事業として間伐を行う多摩の森林再生事業を、平成18年度からは同じ補助率で花粉症発生源対策事業として枝打ちを、平成28年度からは名称を改め、水の浸透を高める枝打ち事業として継続実施しており、森林環境の再生だけでなく、地域の雇用や後継者育成並びに地域振興を図っております。

森林再生事業につきましては、平成14年度から現在までの1回目の間伐実施合計面積は3,702.07haで、これはスギ、ヒノキの私有人工林面積の48.9%に当たり、平成26年度から開始した2回目の間伐実施合計面積では1,702.32haとなり、これまでに間伐された累計面積は5,404.39haに達しており、枝打ち事業で実施された累計面積は1,189.23haとなっております。

また、森林再生事業等の登録事業者数は、法人、個人事業主を合わせ16事業者となっております。森林の整備だけでなく、雇用や経済的な効果も大きなものとなっております。

議員からは、展望と今後の具体的な支援策についてのご質問がございましたが、冒頭申し上げましたとおり、長期的な林業の低迷や担い手の不足等は、町だけの問題ではなく全国的な問題であり、一つの自治体で解決できるものではなく、展望や具体的な支援策を申し上げる状況にはございませんが、引き続き東京都から受託しております間伐事業や枝打ち事業を推進してまいるとともに、平成31年4月1日に施行された森林経営管理法に基づく森林経営管理制度に沿って森林整備等を進めてまいります。

2点目の地域資源活用事業について、現在実施中の野村不動産ホールディングス株式会

社との民間事業者と連携した循環する森づくりの今後の展開は、同事業の他の民間事業者との新たな連携の構想は、についてですが、野村不動産ホールディングスの部分につきましては、先程9番、石田芳英議員からの一般質問に対して答弁を申し上げましたので、ご理解をお願いいたします。

次に、同事業の他の民間事業者との新たな連携の構想は、についてですが、町は、昨年8月に野村不動産ホールディングスとの包括連携協定を締結したばかりであり、本格的な展開はこれからという段階にある中で、新たな連携の構想を持つ状況にはありません。

また、この事業の実現に当たっては、境界の確定や林道網を含め、民間事業者が求める事業に適した山林候補地の選定や多くの立木権利者との長期間に亘る交渉等を経て承諾をいただく必要があること並びに町における執行体制の確保、そして、民間事業者におきましては、多額の費用を負担できる資本を有していることなど、理想だけではなく現実面において様々な条件をクリアしなければ成立しない事業であります。こういったことも含め、現時点で新たな民間事業者との連携の構想を持つ状況にはないと認識をしておりますので、ご理解をお願いいたします。

3点目の奥多摩町も参加する東京都森林経営管理制度協議会に期待される役割と今後の展開は、現在、町は協議会に対して何を求めているか、についてですが、東京都森林経営管理制度協議会は、森林経営管理制度に基づく業務の推進及び森林環境譲与税の活用による自治体間連携の推進に必要な事業を行うことを目的として、令和2年11月16日に東京都及び多摩地域の森林を有する6市町村参加のもと、設立されたものでございます。

森林経営管理制度では、経営管理を行う必要があると考える森林について、市町村が仲介役となり、意欲と能力のある民間事業者に森林の経営管理を再委託する一方、林業経営に適さない森林の管理を市町村が行う制度となりますが、制度の推進に当たっては、対象森林の選定、森林所有者の意向調査や経営管理権集積計画の作成、同意取得並びに公告等の法律に基づく一連の新たな事務が発生いたします。しかしながら、他の業務を担いながらこの新たな一連の事務を限られた人員の中で十分なノウハウもなく実施することは困難であり、また、森林環境譲与税の活用による自治体間連携につきましても、他の自治体では友好都市等の森林整備に活用される事例が多い中、町におきましては、単独で新たな連携先を探していくことは、同様の理由により困難な状況にあります。

ご質問の協議会に期待される役割と今後の展開について及び協議会に対して何を求めているかについてですが、協議会の設立により、東京都が中心となり、多摩地域の森林を持つ市町村がお互いに情報を共有し、一連の事務を統一的に行えるメリットがあること並び

に協議会の運営や意向調査等に係る費用につきましても、東京都が2分の1を負担していただけることで、構成市町村の負担が軽減されることなどがあります。

森林環境譲与税の活用による自治体間連携につきましても、先程9番、石田芳英議員からの一般質問にお答えいたしましたとおり、協議会における東京都の仲介や調整により実現できたものと考えております。

したがって、今後も協議会において東京都がリードする形で構成市町村間の連携強化を図り、森林経営管理制度の推進に資するよう求めてまいるとともに、町もその一員としてこれらの施策が推進されるよう努めてまいります。

4点目の町内林業振興の施策と林業従事者や就業希望者の町への移住定住を推進する施策を都と町とで連携して行うことが町の将来にとって望ましいと考えるが、所感は、についてですが、1点目のご質問にお答えいたしましたとおり、長期的な林業の低迷や担い手の不足等は、町だけではなく全国的な問題であり、町においても移住定住に繋がる雇用確保の施策が林業の分野に限らず、見いだせていないのが実情であります。

議員がおっしゃるとおり、林業振興の施策により移住定住に繋がっていくことが町の将来にとって望ましいものと考えますが、先程申し上げましたとおり、長期的な林業の低迷や担い手の不足等への対策は、一つの自治体で解決できるものではなく、多くの時間と費用並びに大きな労力を要するものであります。

引き続き、東京都や関係機関と連携し、林業振興に努めるとともに、町の最重要施策である若者定住化対策と少子化対策を推進してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、丹三郎地内定住対策事業に伴う関連事業についてお答えいたします。

はじめに、丹三郎（水神前）用地関係については、令和4年度に用地取得に向けて地権者並びに自治会関係者と3回の意見交換会を開催し、定住対策用地としての活用でご理解をいただいたところであります。

しかしながら、土地の登記地目が畑であることから、今年度、用地取得に向けて農地転用手続きに必要な実施設計を行い、東京都から転用許可が発出された時点で用地を取得させていただくこととなりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

1点目の分譲地販売開始よりも前に、定住対策用地周辺の日照確保のための事業の実施はできないか及び2点目の丹三郎地内山林において日照確保を兼ねた搬出伐採を施業することで、単なる多摩産材ではなく、丹三郎産の建材を丹三郎地内定住対策事業に活用する事業等を町が実施することはできないか、については関連がありますので、併せてお答えをいたします。

町の面積のうち 94%は森林であり、V字型の急峻な地形に集落が点在している地理的特徴から、丹三郎地内の定住対策用地だけでなく、他の地域においても日照の確保が懸案事項となっているのが実情でございます。

このため町では、立木により日照が阻害されている地域において支障木の伐採費用の一部を助成する日照確保対策事業を平成 12 年度から実施し、令和 4 年度までに 1 万 7,751 本の支障木が伐採され、日照が確保された地域もございますが、広大で急峻な森林に隣接する集落が多く、集落周辺の支障木の一部を伐採しただけでは日照が確保されない地域もございます。

議員が仰るとおり、定住対策用地として日当たりのよい立地を提供することや日照確保を兼ねた搬出伐採による地元産材の有効活用は、理想的ではありますが、現実立木を伐採するためには、全ての森林所有者からの承諾や立木補償などのほか、地域の合意形成が必要となってきます。

今回整備を予定している丹三郎地内の定住対策用地の南側には急峻な森林が広がり、多くの森林所有者が存在しておりますので、森林所有者との交渉から伐採まで多くの時間を要すること、また、仮に全ての森林所有者からの承諾が得られ、日照確保を兼ねた搬出伐採が可能となった場合であっても、伐採、搬出、製材、加工に係る費用並びに伐採後の植栽、シカ柵や単木ネット設置などのシカの食害等への対策費用にも多額の費用が必要となることから、1 点目、2 点目のご質問にある丹三郎地内若者定住対策事業に係る新たな事業を実施することは難しいと考えております。

3 点目の子どもや高齢者が外出し、交流する機会の創出のため、移動図書館やまびこ号の丹三郎への巡回の実施を、についてですが、移動図書館やまびこ号につきましては、図書館の利用が困難な地域にお住まいの方にも読書の機会が得られるよう本をお届けするため巡回をしております。

この移動図書館やまびこ号は、月に 4 回運行しております。第 1、第 3 火曜日は氷川ルートとして大沢、日原、常磐、境、小河内自治会のうち 11 か所、第 2、第 4 火曜日には古里ルートとして川井、大丹波、梅沢、白丸及び海沢自治会のうち 8 か所、合計 19 か所を巡回しております。

したがって、丹三郎自治会の巡回につきましては古里ルートで調整することとなりますので、今後、地元自治会長等のご意見を伺いながら、丹三郎の子どもたちや高齢者のみなさんが交流する機会の場合、読書の機会が得られる場となるよう町立図書館の指定管理者である木村奨学会と移動図書館の巡回実施に向けて早急に調整を進めてまいります。

4点目の丹三郎地内に西東京バスの車両が停留しているが、運行はしていない。乗降用停留所を幾つか設置し、丹三郎内にバス路線が運行できるよう西東京バスへの働きかけを、についてですが、現在、川井方面から奥多摩大橋を渡り、旧丹三郎特産物直売所跡地のバス待機場で停留し、丹三郎地内を通過している西東京バスの車両については、東京都の多摩川南岸道路の整備計画に基づき、それ以前に使用しておりました古里方面から進入する丹三郎 265 番地口他のバス折返場が使用できなくなったため、平成 30 年 4 月から運行経路を変更し、現在に至っております。

対象となるバス車両につきましては、土曜日、日曜日及び祝日のダイヤのみ回送しているもので、1 日当たりの回送数は 3 便であり、転回場所がないために進行方向はすべて古里方面となっております。

議員からは、乗降用停留所の設置と丹三郎地内でのバス路線運行について西東京バスへ働きかけをとということではありますが、現在の運行経路に変更する際には、沿線自治会である川井、大丹波、梅沢及び丹三郎の各自治会長に説明し、ご理解をいただくとともに、広報おくたまでお知らせを行った上で、変更しておりますことをまずはご認識いただきたいと存じます。

その上で、今回の一般質問に伴い、改めて西東京バスに、仮に丹三郎地内で営業運転をする場合の影響等について問い合わせをしたところ、川井駅発丹三郎経由桜木行となるのみで、しかも土日のみの 1 日当たり 3 便の運行であり、沿線住民の方々の利便性向上にははばつながらないのではないかということ、また、この場合でも町からの補助金について試算では年間 320 万円程度増額すること、一方で、他の運行系統の調整、全社的な要員や車両の計画、そして予算の見直しなどが必要になるとのことでありました。

議員からは、丹三郎地内での営業運転について、西東京バスへの働きかけをとということではありますが、只今申しあげました様々な条件もあることや他の地域とのバランス並びに現在、町から西東京バスに毎年支出している多額の補助金を含めて考えますと、実現することは困難であると認識しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

5点目の万世橋の歩行者の安全面の早期改善について都への更なる働きかけを、についてですが、万世橋は主要地方道 45 号線奥多摩青梅線、通称吉野街道から多摩川を渡り、国道 411 号に通じる主要な橋梁であります。特に、大型車両が通行する際、車道を走る大型車両と歩道を歩く歩行者との間が至近距離になるため、地域住民の通行や児童・生徒の登下校時の安全確保につきまして懸念をしております。また、雨天時、歩行者が雨傘を使用している際、擦

れ違う大型車両からの風を受け、雨傘が飛ばされてしまいそうな状況であり、自治会をはじめ、町PTAなどから毎年改善要望をいただいております。

町では定期的に開催している西多摩建設事務所・奥多摩町建設行政連絡会におきまして地域住民や児童・生徒が危険を伴わず、安全・安心に多摩川を横断できる万世橋の拡幅整備につきましては、重要案件として強く要望しております。また、議員も構成員となっております三多摩上下水及び道路建設促進協議会におきましても、東京都三多摩地域道路整備事業に対する要望として西多摩建設事務所に対し、万世橋の歩道部拡幅を要望していただいておりますが、要望事項を実現するためには拡幅整備に係る地権者皆様にご理解とご協力をいただくことが大変重要であります。このため引き続き地域の皆様と連携を図りながら、歩行者の安全面の早期改善につきまして西多摩建設事務所に強く働きかけをしてまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） お諮りします。会議の途中でありますので、ここで暫時休憩にしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、午後2時15分から再開とします。

午後2時05分休憩

午後2時15分再開

○議長（高橋 邦男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

伊藤英人議員の再質問から行います。再質問ありますか。どうぞ。

○1番（伊藤 英人君） 再質問です。

まず3問目の丹三郎地内定住対策事業に伴う関連事業についてのところからお聞きします。①②③④⑤とありますが、まず①についてなんですが、日照の確保について、交渉などに時間がかかるから、そこをやっていると、この定住対策事業が進まなくなってしまう、そのお答えは重々承知していたことなんですが、しかし、実際入居が始まってしまってから日照の問題が発生するというのは、現状でも予見できることなので、何かしらの対策が必要になるかと考えています。交渉に時間がかかるのは分かりますが、自治会を通じてでもいいですので、日照確保については、今ここにはその住民の方はいない状態ではあります。将来そこに住む方のためには、その用地に関して日照を確保した状態で土地を提供してあげるといった姿勢を示したほうがいいかと思っております。土地の価値の問題もありますから、そのような姿勢をお願いしたいと思います。

それに伴って、多摩産材ならぬ丹三郎産材という話がありましたけども、こういったものを付加価値として奥多摩町が独自でうたうことができるブランドといいますか、取り組みになりますので、そういったところも一度地域資源活用事業というわけではないかもしれないんですが、一つの町の目玉の事業としてモデルとしてでもちょっと取り組んでみるような検討はしていただくのが良いかなと思います。

③やまびこ号については何とぞよろしくをお願いします。

やまびこ号も同じなんですけど、④今後、高齢者が免許を返上することの課題と、やはり定住対策事業によって、あくまでも計画段階ですけど、14区画程度分譲が行われるであろうということで、大人だけでなく、子どもの人口が増えることについて、バス路線がない状態で、しかも万世橋の安全性の確保というのがまだ不透明な状態で定住対策事業が完了してしまう、始まってしまうというのは、自分も子どもがいるんですけども、保護者の目線からすると、非常に危機感を禁じ得ないという状態ですので、年間320万円の赤字補填が必要になるという試算がありますが、定住対策事業が今後、実施されることも含めての試算を考えれば、もうちょっと安くつく、数字的には下がってくるのかなと思いますので、この辺も今後継続して検討していただければと思います。

○議長（高橋 邦男君） 伊藤議員、質問がよくわかんないんですよ。要望、意見ということで自分の中で捉えているんですけど、担当課長のほうも多分、何を聞きたいのかというのがはわかんないと思いますので、はっきりと簡潔に質問してください。

○1番（伊藤 英人君） はい。了解しました。そのとおりですね。今までのところ、一つの意見だと考えてもらって、答弁のほうは必要ありません。

更にもう2つほど再質問させていただきたいものがあります。この用地については、農地転向中の計画中であって、買収の予定はまだ先になるというのは承知しているんですが、現状だと、結局買収の予定が先にあるので、耕作放棄地になってしまっていて、藪になってしまっている状態です。害虫や害獣が発生するという可能性がありますので、実際これまで住居では見られていなかったネズミが発生しているという報告を住民の方から受けておりますので、その被害の防止や拡大の防止のための対策をこの買収の予定が当初の予定からは後になってしまったということを踏まえて対策をお願いしたいと思います。この部分について可能かどうか確認したいと思います。

それと計画中の定住対策用地では、地域向けの保養スペースが確保される予定になっておりますが、そこに児童向けの遊具を設置される可能性もあります。ですが、先日、古里小学校で行われた丹三郎地区懇談会で、この定住対策事業の完了を待たずに、現在の丹三

郎生活館の敷地内に、今、現行、遊具施設があるんですが、その改修や、もしくは滑り台とか、ブランコとか遊具の新設をすぐに、なるべく早く実施してもらいたいという要望が出ておりました。これについて可能でしょうか。

次は、林業のお話に行きたいと思います。これも意見ですが、東京で林業ができるというこの奥多摩町というのは、いいアピールポイントだと思いますので、雇用と移住の連携というのはまだできていないということですが、まずは林業の分野でこの移住とのパッケージの連携を進めてみるのもいいかなと思います。という提案をいたします。

答弁の中にもありました森林再生の事業なんですけども、多面的な機能を回復させるようなすごい意義深い事業なんです。しかも答弁にあるように、事業者さんにとっても非常に経営上有効な事業なんです。ですが、皆さんの意見としては、例えば契約金額が近隣自治体と比較すると、条件が悪いとか、仕事がない時間があるとか、安定した収入にならず、雇用の創出までには繋がらないといった意見があります。つまり、奥多摩町の森林再生は、受けるだけ損だから受けたくないという風潮が町内外の林業事業者には見られる状態と感じております。つまり、取り組むだけの意欲を見いだせない状態にあります。これは非常にもったいないことですので、質問としては2つ。

近隣自治体、例えば青梅市などとの単価の違いはどこで発生する、なぜ発生しているのかという確認と、例年契約が開始が7月頃で、工期の終了が年度末のかなり前となって、仕事のない期間が長い。これが雇用創出や産業の維持に繋がらないという話になっています。改善することは可能なかどうか。その辺の背景、事情を確認したいと思います。

最後に、放課後居場所づくり事業と放課後等デイサービスについてですが、これも再質問となりますが、例えば発達障害は増加傾向にあると仮定して、移住者の中に発達障害の方を養育する世帯も増える可能性が高いということになるんですが、療育などの事業を町内で行わずに町外での実施に頼るというやり方をしていると、その世帯にとっては、はっきりとした町外へ転出するための動機になってしまうという状態になりますので、町で実施するのは現実的ではないんだとしても、例えば発達障害者支援法というのがあるんですが、その中には条文の第9条で、放課後児童健全育成事業の利用に関する利用機会の確保を求めているものがあります。この条文を頼りに考えれば、誰もが学童保育に受け入れることができるということになるんですが、答弁にもありますように、専門医が配置されなければ実施ができない放課後等デイサービス事業、この設置は待たずに、町内で児童が療育や発達支援を受けられる体制づくりを柔軟に進めていただきたいと思います。

この部分について町外の施設の利用ということではなく、町内でできる体制をつくれな

いのかどうかについて、これもすみません、質問ではなく意見として捉えてください。というわけで、再質問としては森林再生の事業に関するのと丹三郎地内定住対策事業に関するのと、この合わせて4本お願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 若者定住推進課長。

○若者定住推進課長（須崎 洋司君） 1番、伊藤議員の再質問にお答えいたします。

まず丹三郎地内の定住対策事業の関係で2点ほどご質問をいただいたと思いますが、まず1点目が耕作放棄地になっているということで、ネズミの被害が聞かれたというお話でございます。この土地についてはまだ現状、町の土地にはなってございませんけれども、所有者の方からは下刈り等は町でやってもいいよというお話もいただいておりますので、年間二、三回程度やらせていただいております。また、ここで草も大分生えてきていると思いますので、そちらについてはすぐ対応させていただきたいと存じます。

それと2点目の生活館のところにある広場にある遊具ということによろしいですかね。そちらの遊具について懇談会の中でご意見があったというところでございますけれども、まず今回の定住対策用地ということで、その近くに現状、検討しているというところでございます。昨年その意見交換会の中で緑地部分を設けるというところで遊具を設置というようなお話も出たと記憶しております。そこの関連性も、整合性という部分もございまして、それらを含めて全体の中で検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 1番、伊藤議員からの再質問、森林再生事業に係る部分について私からお答えをさせていただきます。2点ご質問をいただいたというふうに捉えております。

まず1点目が町の森林再生事業、条件が悪いとか、受けるだけ損をするというふうにお話があったのか、伊藤議員が感じたのかというのはちょっと受け止めが私のほうで分かりませんでしたけれども、町のほうには特に受けるだけ損というようなお話はいただいております。森林再生事業、間伐枝打ちに係る事業、年間で4億弱の予算を組んで森林整備を進めているというところもございまして、決して損をするようなお話ではないかなというふうに捉えております。

ご質問の単価の違いにつきましてですが、この事業は、町長からの答弁もございましたが、東京都環境局からの受託事業、10分の10という事業でございまして、東京都の山林、

森林を持つ6市町村が契約をして施業をしているところでございます。そのためha単価につきましては他の市町村と同額でございますので、単価に差が出ることはございません。

しかしながら、この事業に係る附帯作業費というようなものがございまして、現場までの距離だとか、傾斜だとか、その部分に係る補正係数というのがございまして、そちらの部分を含めると、単価につきましては6市町村の中で高い単価となっているというふう

に認識をしているところでございます。

次に、契約月の問題でございます。先程ご質問のほうで7月頃の契約、年度末より前の工期ということで、このあたりの経緯はということでご質問かと思えます。こちらにつきましては、単年度の契約を東京都と交わして、そこから事業を進めるという状況でございますが、東京都環境局と森林再生事業に係る委託契約の締結については、毎年6月の上旬になっている状況でございます。その後、指名業者選定委員会を経て契約を行うという流れとなりますので、どうしてもこの契約時期につきましては、東京都の受託事業というところもございまして、都との契約後、諸手続を踏んだ上でやると7月頃の契約になってしまうということは事実でございます。

また、工期につきましても単年度の契約という中で、東京都に最終の施業報告、実績予定額を提出するのが3月の中旬になるという実情もございまして。そういった意味で、基本的には2月末までの施業をお願いすると。雪とか、なかなか作業員が確保できないというようなところで3月に入ってしまうこともございまして、基本的にはそういう流れでこの事業を進めているということになりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

- 議長（高橋 邦男君） 伊藤議員、よろしいでしょうか。
- 1番（伊藤 英人君） ありがとうございます。以上で大丈夫です。
- 議長（高橋 邦男君） 以上で、1番、伊藤英人議員の一般質問は終わります。

次に、2番、森田紀子議員。

〔2番 森田 紀子君 登壇〕

- 2番（森田 紀子君） 2番、森田です。

それでは、私から1点、地域連携型認知症疾患医療センターとしての奥多摩病院の在り方について伺います。

奥多摩町では、認知症の人が状態に応じて適切な医療、介護、生活支援等の支援を受けることができる体制を町内に構築するため、地域連携型認知症疾患医療センターを平成28年度に奥多摩病院にて開設し、認知症医療・介護の推進役を担っていただいております。

新奥多摩病院改革プラン報告書によりますと、認知症疾患医療センターの機能についてこのように記されております。事業目的「認知症疾患医療センターを設置し、保健医療、介護機関等と連携を図りながら認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、身体合併症と行動・心理症状への対応、専門医療相談等を実施するとともに、地域の保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供することができる機能体制の構築を図ることを目的とする」とされております。

そこで、平成 28 年度から現在まで、奥多摩病院が担ってきた地域連携型認知症疾患医療センターとしての実績と今後の方針についてお教えいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 2 番、森田紀子議員の一般質問、地域連携型認知症疾患医療センターとしての奥多摩病院の在り方についてお答えをいたします。

認知症疾患医療センターとは、認知症の相談員が本人、家族、関係機関からの認知症に関する相談に対応し、適切な医療機関等を紹介する機関で、認知症の診断、地域の関係機関との情報の共有化、適切な医療、介護、生活支援等への連携などを業務としております。

認知症疾患医療センターには都道府県単位の基幹型、西多摩地区などの 2 次保健医療圏を活動圏域とする地域拠点型、市町村を活動圏域とする地域連携型がございますが、東京都においては認知症の専門医療相談、鑑別相談、身体合併症と行動・心理症状への対応等を実施するとともに、地域連携の推進、人材育成等を行う地域拠点型を都内 12 か所、地域連携型を都内 40 か所の計 52 か所を指定しており、奥多摩病院は、地域連携型認知症疾患医療センターとして奥多摩町内を活動圏域として設置しております。

奥多摩病院では平成 28 年度に地域連携型認知症疾患医療センターを開設し、医師 1 名、看護師 3 名による体制で運営しておりますが、主な活動内容は、医師による認知症疾患の鑑別診断、電話等による相談の受付、入院が必要な患者の専門的な医療機関との連携をしております。

また、町福祉保健課、地域包括支援センターとの情報連携会議への参加や支援事業としては、森田議員が中心となって実施しております家族会への参加、オレンジカフェへの参加やアルツハイマーデー奥多摩の開催など関係者とのネットワークづくりを推進しております。

最近の主な活動実績といたしましては、令和2年度は、認知症の鑑別診断件数が49件、電話相談受付17件、面接2件、入院対応84件、地域連携会議参加が2回、家族会参加が4回、令和3年度は、認知症の鑑別診断件数が55件、電話相談受付5件、入院対応84件、地域連携会議参加が3回、家族会参加が5回、令和4年度は、認知症の鑑別診断件数が54件、電話相談受付が1件、入院対応103件、地域連携会議参加が7回、家族会参加が5回、アルツハイマー奥多摩の映画上映開催1回及びオレンジカフェ相談会参加1回などとなっております。

他にも随時、町福祉保健課、高齢者在宅サービスセンター、高齢者福祉施設などと連絡や情報共有を行うことで現状の把握に努めております。

今後は、町における認知症医療・介護連携の推進役として、職員の各種研修会への参加や、東京都が主催する認知症疾患医療センター相談員連絡会に出席することなどで職員の意識、能力向上を図ってまいります。

また、認知症は早期に介入を開始すれば、地域包括ケアシステムの中で支えていくことが可能であることから、地域包括支援センター認知症担当と協力しながら、オレンジカフェ・家族会フリースタイルの会などと連携し、家族介護者との関係づくりを進めるとともに、町民に認知症についてご理解をいただくことで、認知症の早期診断、早期介入につなげられるよう普及啓発活動にも力を入れてまいります。

○議長（高橋 邦男君） 森田紀子議員、再質問ありますか。どうぞ。

○2番（森田 紀子君） 丁寧なご答弁ありがとうございました。私から再質問として5点ほどお伺いしたいことがございます。

まず予算書を見せていただきますと、前年度では8,500万、本年度9,500万の予算がついておりますが、人件費以外での予算の使い方、また、前年度の決算の詳細が分かりませんので、事業に費やした費用、また、不用額等ありましたら教えてください。

2点目で、奥多摩病院ホームページに認知症疾患医療センターのご案内ということでアウンスがありますが、平成28年度からのご相談、先程ご答弁いただきましたが、具体的にどのような内容のご相談が多かったのか教えてください。

3点目で、奥多摩病院のホームページの1階病院フロアマップには、認知症相談室、心電図室と記載がございまして、実際に相談室というのが本当にあるのかどうか、それについてお伺いさせていただきます。

それと4点目として、先日、日の出町にあります地域連携型認知症疾患センターである大久野病院のほうを見学させていただきました。そちらは認知症医療センターとしてきち

んとした部屋がありまして、それで2名の専門の方が通常のナース業務とは別に、認知症医療センターとしての相談窓口として働いていらっしゃるという感じで、それでいろんな取り組みをなさっていて、月に二、三回程度、その方たちが主体となったサロン等を開いておりました。今後、奥多摩病院さんのほうでそのような取り組みをなさる予定があるか教えてください。

あと訪問看護のことで教えていただきたいんですが、奥多摩病院さんのホームページを拝見させていただいて、訪問看護の主なサービス内容として、認知症のケアということで記載されておりますが、各家庭に行かれてどのようなケアをなされているのか、具体的に教えていただけたらと思います。

以上5点、お願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 奥多摩病院事務長。

○病院事務長（岡野 敏行君） 2番、森田議員の再質問にお答えいたします。

まず最初に、予算のお話でございますが、認知症疾患医療センターの直接の運営に係る費用といたしましては、予算書にあるのは他の補助金とかも一緒に入っておりますので、実際に認知症疾患医療センターの運営事業としての費用としては、令和4年が992万6,395円、令和3年度が952万9,260円、令和2年度が947万5,706円となっております。

次に、相談に関する件数の具体的な内容ということでございますが、こちらは認知症の、例えば家族の様子がおかしいとか、そういったご相談を主に受けているものです。

次に、病院の中の認知症相談センターの部屋のことについてでございますが、1階の待合室の隣に2つ小さな部屋がありまして、片方が心電図室、もう一つが検査室兼相談室になっておりまして、机と椅子と、あとロッカー、あと手洗い場のような、洗面台のようなものがあって、そこを相談室とさせていただいております。

次に、大久野病院の事例を挙げていただきまして、取り組みについてですが、奥多摩病院、何分部屋が足りなくて、なかなか専用の場所を確保するというのが現状の設備では難しい状況でございますので、なかなか今すぐにこの辺を取り組むことは難しいと考えておりますが、すみません、今後の検討課題にさせていただけたらと思います。

次に、訪問看護でのケアということですが、こちらは主に褥瘡の確認とか、そういったことをやられているというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 森田議員、よろしいですか。どうぞ。

○2番（森田 紀子君） ご答弁ありがとうございました。

奥多摩町民の皆さんの中で、奥多摩病院が地域連携型認知症疾患医療センターであるということをご存じの方がもしかしたら少ないのではないかと私は懸念しております、大久野病院さん、病院の外に看板が立っているんですね。そのような形で、多分東京都からくる予算の中で看板の設置費用とかも入っていると思いますので、もしよかったですらもう少し広報おくだまなどでPR活動をしていただいて、町民の皆さんがもっと気軽に、例えば相談室がないにしろ、待合室等で気軽にナースの皆さんに、ナースというか、この担当の方にご相談ができるような雰囲気づくり、また、そういう形で皆さんこれから団塊の世代の方々が75歳以上の高齢になって、皆さん不安に感じていらっしゃる方がたくさんいらっしゃると思うんですね。それでやはりご本人も不安でしょうし、家族ももちろん不安なので、気軽に相談ができる場所が病院内、あとは、また包括支援センターのほうでもありますが、町を挙げてそのような形で取り組んでいただけたら、町民の皆さん、とても安心するのではないかと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

それで、やはり奥多摩病院は、奥多摩住民にとって欠かすことのできない医療機関です。峰谷診療所や日原診療所等、僻地医療の体制も取っていただき本当に心から感謝申し上げます。そのような重要な役割の奥多摩病院が今後予想されます高齢化による認知症の早期ケアにますますのご尽力をいただき、更には月1回でも構わないんですけども、住民の方から眼科の治療がやはり青梅まで、近くて後藤眼科さん、そこまで行かないと受けられない。そして、眼科がとても混んでいるので、やはり月1回でも構わないので、奥多摩病院でそのような眼科治療が受けられないかということをご相談多々受けますので、開設していただけたら大変ありがたいなと思って、私からの質問、要望を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、2番、森田紀子議員の一般質問は終わります。

次に、6番、大澤由香里議員。

〔6番 大澤由香里君 登壇〕

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

私からは、2点質問させていただきます。

まずはじめに、庁舎建設の進捗状況について伺います。

庁舎建設については、2022年6月に設置された庁舎建設委員会にて5回の委員会を開催し、基本構想及び基本計画を検討、協議しました。更に、10月に実施の奥多摩町庁舎建設基本構想案に対するパブリックコメント、2月から3月に実施の奥多摩町庁舎建設基本計画案に対するパブリックコメント、3月17日、昼と夜2回実施の住民説明会を実施してい

ただいで、いただいた意見を踏まえ、2022年11月に奥多摩町庁舎建設基本構想、2023年3月末に奥多摩町庁舎建設基本計画が策定されました。

基本構想案のパブリックコメントには41件、75項目、基本計画案のパブリックコメントには23件、55項目のご意見が寄せられ、福社会館で行われました住民説明会には、昼の部29名、夜の部21名の参加がありました。説明会は1日限りの開催でしたので、都合がつかず、参加できなかった人もいたのではないかと思います。できればもう一日でも古里地区あたりで開催していただければよかったのかなと思います。総じて、これまで町が行った意見募集の取り組みに、これだけのご意見が寄せられたのは初めてではないでしょうか。それだけ新しい庁舎に対する関心が高いことを示すものではないかと思います。

一般公募で選ばれた住民委員を取り入れた庁舎建設委員会の設置、パブリックコメントや説明会の実施など、これまでの住民参画の取り組みを評価し、関係職員の皆様のご尽力に敬意を表するものです。

さて、今年度は策定された奥多摩町庁舎建設基本計画をもとに、より詳細な設計業務、建設工事へと進んでいることと思いますが、住民の皆さんから、「今どうなっているのか」、「庁舎建設委員会も解散となり、後は行政まかせなのか」という質問が多く寄せられます。住民の皆さんの関心の高い事業でありますので、こまめな情報提供と引き続き住民の皆さんの意見を聞きながらの進行を願うものです。

そこで、以下質問いたします。

1、住民の皆さんが庁舎建設の進捗状況を知るには、どのような方策がありますでしょうか。

2、最も懸念されているアクセスの問題の交渉状況は、現在どこまで進んでいますでしょうか。

3、今後の計画の中で、住民の意見を聞く場はどのように設定されますでしょうか。

次に、熱中症対策について伺います。

昨年からの急速な物価高騰により、町民の生活は困難さを増しています。原油価格の高騰やロシアによるウクライナ侵攻の長期化、円安などの要因により2021年9月から燃料費調整額の値上がりが続き、電気料金も引き上げが続いています。

町民からは、「1万円も電気代が上がった」、「炊飯ジャーや電気ポットの保温を止めた」、「できるだけコンセントを抜いている」といった切実な声が寄せられています。

そんな中、政府は5月16日、電力大手7社による6月からの家庭向け電気料金の値上げを了承しました。最も大きな値上げ幅は、およそ4割に上ります。大手7社のうち、東京

電力が一番低いですが、それでも 15.9%の値上げ率です。新電力の顧客情報の不正閲覧や価格カルテルなど、不正続きの電力大手が公益企業としての社会的責任を投げ捨て、私たち国民に負担を強いることに憤りを禁じ得ません。急激な電気料高騰に対し、政府は、激変緩和措置として補助金を投入していますが、9月までの期間限定です。

町内のある高齢者2人暮らしの世帯に電気料金の明細を見せていただきました。2021年1月に1万560円だったのが2022年同月には1万5,357円、2023年同月は2万5,163円でした。また、2月の電気代は2021年に1万4,161円、2022年は2万2,012円、2023年は3万7,195円と、かなり高騰していました。2023年は、政府の激変緩和措置で1kwアワーにつき7円の補助が行われているにもかかわらず、この値上がりです。

5月18日には東京の最高気温が32度まで上がりました。気象庁の予報では、東日本の今年の夏の気温は、平年並みか高い見込みとされています。生活が苦しく、電気代を節約するためにエアコンの使用を控える方がいましたが、今年は使用抑制が更に深刻になる恐れがあります。気温が高い時期に冷房の使用を控えざるをえなくなれば、命にかかわります。

町として、夏の熱中症予防対策として、クーラーを効かせた自治会館の無料開放を行っていますが、歩行が困難で、自治会館まで行けない町民もいます。また、医療機器を24時間使っている方などは外出が困難で、体調管理のために室温を一定温度に保たなければならないという方もいます。

夏に向けて熱中症から命を守る対策の強化が必要です。エアコンを持っていない方、また、持っても壊れて使えない方へのエアコンの設置・購入費用への助成、そして、エアコンを安心して使用できるようにするための電気代への助成を行うべきと考えます。

そこで、以下質問いたします。

1、エアコンを持っていない、または、持っても使えない生活困窮世帯の把握と命を守る対策はいかがでしょうか。

2、エアコンを持っても経済的理由で使用を控える方の把握と対策はいかがでしょうか。

3、エアコン購入費用や電気代への助成の考えはありますか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 6番、大澤由香里議員の一般質問にお答えいたします。

はじめに、庁舎建設の進捗状況についてお答えをいたします。

1点目の住民の皆さんが庁舎建設の進捗状況を知ることができる方策はについてですが、町ではこれまでも広報おくたま、町ホームページでの周知、並びに基本計画の概要版については、自治会を通じて全戸配布を行うなど、情報提供に努めてまいりました。

また、役場2階の企画財政課、子ども家庭支援センター及び保健福祉センターには、庁舎建設委員会の会議録や基本計画の閲覧用資料を紙ベースで配置してございます。直近では、広報おくたま5月号におきまして、本年3月に実施いたしました住民説明会の概要や令和5年度以降の取り組み予定等についての周知を図っております。

なお、現在、設計業者について選定作業を進めております。

町といたしましては今後もこれまでの方法を組み合わせながら、節目のタイミングで住民皆様へ進捗状況をお知らせしてまいります。

2点目の最も懸念されているアクセスの問題の交渉状況（JRと奥多摩工業）は、についてですが、こちらにつきましては、庁舎建設委員会からの答申にもありますとおり、歩行者用通路に関してはJR八王子支社と、車両用通路に関しましては奥多摩工業と交渉を進めており、現地での立会いも行いながら、各々の通路の整備実現に向けて現在も協議を重ねているところであります。

従いまして、現時点では皆様にお伝えできる状況にはございませんが、引き続き、両事業者と協議を行ってまいりますので、ご理解をお願いいたします。

3点目の、今後の計画の中で住民の意見を聞く場はどのように設定されるのか、についてですが、庁舎建設委員会や議員説明会においてもご説明してまいりましたが、今後、基本設計等を進めていく中で、例えば庁舎の外観、あるいは仕様などが一定の形でまとめられ、可視化されるような状況に至った場合にパブリックコメントあるいは住民説明会といったような形で住民皆様からご意見をいただくことを想定しております。

また、設計を進めていく中で、いわゆるステークホルダーといった方々からもご意見をいただくことを想定しております。

町といたしましては、議員からもございましたように、今後も適宜、情報提供等を行い、住民皆様のご意見やお考えも確認しながら、丁寧な対応を心掛け、事業を進めてまいります。

次に、熱中症対策についてお答えをいたします。

なお、1点目のエアコンを持っていない、または持っても使えない生活困窮世帯の把握と命を守る対策は、及び2点目のエアコンを持っても経済的理由で使用を控える

方の把握と対策は、についてですが、その把握方法と対策は関連がありますので、あわせてお答え申し上げます。

当町における熱中症予防対策のうち、高齢者熱中症等対策事業は、平成 25 年度から事業を実施しており、各自治会にご協力をいただき、空調設備のある生活館等の集会施設を開放し、夏季期間の猛暑日等の避難場所として高齢者が気軽に利用できる快適な場所を設けることにより、高齢者の熱中症リスクの軽減を図るとともに、高齢者の閉じ籠もりを防止し、併せて安否確認を行うことを目的としております。昨年度、当該事業の実施状況は、町内 27 か所の集会施設を開放し、7 月、8 月の 2 か月間で延べ 1,546 名の方にご利用いただきました。

議員ご指摘のとおり、この事業は送迎対応を行っておりませんが、各自治会には特にひとり暮らしの高齢者や集会施設に来られない高齢者の方に対し、戸別訪問などを通じて熱中症予防のパンフレットを配布いただき、熱中症予防の啓発をお願いをしております。

ご質問のエアコンを所有していない、または使用できない方の把握は、今年度も当該事業を実施することから、集会室の利用時、もしくは戸別訪問時に自治会役員を通じ、または各地区の民生・児童委員にもご協力を得て、さらには地域包括支援センターの専門職をはじめ、居宅介護サービス提供事業所の専門職などを通じて適切に把握してまいります。

また、対策といたしましては、国の地方創生臨時交付金「低所得世帯枠」を活用し、電力、ガス、食料品等の価格高騰による低所得世帯の負担増の軽減を図るため、今年度も住民税非課税世帯を対象に、1 世帯あたり 3 万円を支給する臨時特別給付金支給事業を実施することとし、本定例会に一般会計補正予算案を上程のうえ、一昨日 13 日にご決定をいただいたところであります。

今後、支給対象となる約 1,000 世帯に通知を発送し、給付金の支給要件確認書の提出を受けた後、7 月末までに最初の支給を行う予定であります。

3 点目の、エアコン購入費用や電気代への助成の考えはについてですが、町におきましては先ほどお答えをいたしましたように、臨時特別給付金支給事業において議員ご提案のエアコン購入費用等の一部に充当いただければと考えておりますが、エアコン購入費用等に特化した新たな助成制度など、新規事業を創設する場合には、町単独での財源確保は難しく、国や都からの財源確保が必要であり、特に継続して事業を実施する場合には、東京都福祉保健局所管の各種包括補助事業補助金の対象事業に位置づけられることが必須であります。しかし、現時点、エアコン購入費用等への助成事業は補助対象となっていないことから、町として新たな助成制度の実現は難しいと考えております。

一方、国は、近年、自然災害よりも熱中症による死者が大幅に上回っている現状を踏まえ、気候変動適応法等の一部を改正し、来年度から熱中症警戒アラートを熱中症警戒情報として法に位置づけ、さらに10年に一度、過去に例のない危険な暑さが予報され、より深刻な健康被害を生じる可能性がある場合には、熱中症特別警戒情報を発令することとしております。

また、国は、熱中症対策実行計画を策定し、これまで以上に総合的かつ計画的に熱中症対策を推進するとし、市町村においては、新たに冷房設備を有する図書館等の公的機関のほか民間施設も指定避暑避難施設（クーリングシェルター）として指定し、熱中症特別警戒情報発令時に広く一般に開放することを当該施設に求めることができるようになります。

さらに、熱中症の発生場所として最も多いのは住居内で、特に高齢者のみの世帯が多いことから、今回の法改正で、市町村は、熱中症対策の普及啓発等に取り組む民間団体を熱中症対策普及団体として事前に指定できるようになり、自宅での熱中症予防対策が強化されることとなります。

町といたしましては、熱中症特別警戒情報発令時は、言わば災害対応として捉え、現在の熱中症対策事業を強化し、送迎対応も含めるなどの検討を行い、法の改正に合わせ、来年度に向け、熱中症対策を強化してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、午後3時25分から再開いたします。

午後3時07分休憩

午後3時25分再開

○議長（高橋 邦男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大澤由香里議員、再質問ありますか。どうぞ。

○6番（大澤由香里君） では、再質問させていただきます。

庁舎建設については、アクセス問題、多くの町民にとって譲れない課題ですので、今、交渉していただいているところですが、引き続き粘り強く交渉していただきたいと思っております。

また、周知については、節目節目に公表し、住民意見などを聞いてくださるということ

ですが、3月以降、ホームページ、庁舎建設のページ、変わっておりません、更新されておりません。それを見た町民の方から、どうなっているんだというようなご意見をいただきました。50年に一度と言われる町の大きな事業ですし、住民の皆さん大きな関心事でもありますので、ぜひ毎月の広報の中に専用ページを設けるか、或いは簡単なもので結構ですので、別刷りの庁舎建設ニュースみたいなものを発行して、定期的に進捗状況、変化がなければ今こういうことをやっていますというような内容でもいいかと思いますが、そういう内容をお知らせしていただければ町民の皆さんも安心すると思います。

また、それと併せて庁舎建設に特化した住民からの意見を聞く窓口を設置していただければなと考えますが、その点についてご答弁をお願いします。

それから、住民のご意見の中で、多摩産材を使ってくれというご意見が非常に多いのですが、町の答弁というか、意見の中にも多摩産材を積極的に活用するというものがありました。あったんですけども、積極的に活用するにはどれくらい使うんだというような質問もありまして、数値目標をぜひ教えてくれというようなご意見もありましたので、多摩産材を何%使用するといった数値目標がありましたら、設定されておりましたらぜひお答え願いたいと思います。

次に、熱中症対策についてです。把握はされていない、これからということだったんですけれども、町民の皆さんとの対話の中で、町の保健師さん、ケアマネジャーさんとか、民生委員さん、非常に親身にいろいろやってくると、ありがたいという声をしばしば聞いております。改めて関係する方々のご尽力に敬意を表するものですが、見守り業務、訪問業務にも限界があると思います。

熱中症を発症してからでは手後れになる可能性もあります。ぜひエアコン設置の補助事業、町独自でやっていただきたいと思うんですが、事務報告書では先程2022年度1,546人の利用とありました。2020年度は1,338人、2021年度972人利用されたという報告がありました。この中でエアコンを持っていない、または持っても使えない生活困窮世帯、経済的な理由でエアコンを持っても使用を控える方が何人利用されているのか。多分把握はされていない、これからということだったんですけれども、であるならば、やはりエアコン購入費用の助成、お金の心配することなくエアコンを使える電気代の補助を行って、生活館利用できない人も安心して過ごせる7月、8月、最も暑い時期に家の中で過ごせるようにしていただきたいと思います。

熱中症による健康被害の予防を図ることを目的にエアコンの購入及び設置に要する費用を補助する事業というのを江戸川区が今年行っています。2023年5月1日から9月30日

までを申請期間とし、最大5万4,000円を補助するものです。エアコンを設置していない、または設置しているエアコンが故障により自宅で1台も使用できない、生活保護を受けていない生活困窮世帯が対象です。生活保護を受けていない世帯でエアコンの設置がない生活困窮世帯となりますと、それほど多くないのかなと思います。奥多摩町で同様の事業を行うとしたら、どの程度の申請が見込まれると推計されますでしょうか。お答えできましたらお願いいたします。

以上、お願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 6番、大澤議員さんからの再質問にお答えいたします。

はじめに、庁舎の関係でございます。大澤議員のほうから周知の部分ということで、町長答弁のほうでは節目でお伝えしていくというところは申し上げたとおりでございます。一方でホームページのお話をいただきましたが、3月以降、更新がないというお話をいただきました。ここにつきましては、先程も町長答弁にもございましたが、広報のほうでは5月の中で掲載をさせていただいているということであります。当然、広報も紙でお配りしている部分とホームページに載っている部分がございます。この辺、新着情報ということでは載っていきますので、それでご覧いただくのがいいかなと思いますけれども、また、必要に応じて、例えば庁舎建設のページの中に広報で載せましたよというダブル周知的なものももし可能であればやっていきたいというふうには考えております。

それから、50年に一度の大きな関心事ということで、定期的にそういった周知を図れないかというお話でございます。また、それによって住民の方も知るとことで安心につながるというお話かと思っております。この辺につきましても現実に今お話できるところも先程町長の答弁のとおりで、今、交渉中というお話ですので、そういったことを果たして載せるのがどうなのかというのがありますし、一方で、やはり広報もかなり情報量が多いので、逆に言うとどれを載せて、どこが削るのかというの、そこも町側から伝える上では紙面でもありますので、ちょっとその辺は相談をさせていただいてということでお願いしたいと思っております。

それから、庁舎に関しての専用の窓口設置がというお話もいただいております。ただ、この部分、その窓口だけ専用という訳にも、ご承知のように、人員も限られておりますので、ちょっとそれは物理的に厳しいかなということでございます。必要なことが何かありましたらこちらからお伝えするというのが先行するような形で、なるべく疑問をいただかないような形で進めていきたいと思っております。どうしても何かありましたら、それは例え

ばホームページご覧になっている方でしたらホームページの中にも、いわゆる質問事項を受け付けるところもありますし、あるいはそれで足りないようでしたら、また企画財政課のほうを担当ということはこれまでも周知させていただいているところですので、幾つかの手段はあろうかと思しますので、専門の窓口は置けないという形でご理解をお願いしたいと思います。

それと多摩産材の活用の件についてでございます。こちらにつきましても、3月にお配りしました基本計画の概要版、全戸配布させていただいておりますけれども、この中にも庁舎の建設方針といったようなところで地場産材の活用といったようなことを、可能な限り多摩産材等の木材を活用といった文言を記載しているところでございます。当然、町民の方も非常に関心の高いところというふうには認識をしております。

町は、全域が国立公園に包含されている林産資源に恵まれている自治体ということでございます。そういった点からも、木造化木質化庁舎を目指すということはこれは基本計画の中にも謳っているところでございます。現状におきましては、これから設計業者を選定していくという段階でございますので、ご質問にありました数値目標というものも建設コストとか、それから調達できる木材資源、これらトータルで確認した上で定めていくものというふうには認識をしておりますので、現状としては数値目標はございませんが、基本計画に謳ってございます部分は基本的には尊重して進めていくという状況でございますので、可能な限り活用をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほうよろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（大串 清文君） 続きまして、熱中症対策に関連いたしまして、生活困窮世帯の把握について再質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、または町長の答弁のとおり、現時点、大変申し訳ございませんが、町として把握をしている状況ではございません。

今後というところで、今年度の熱中症対策事業の中での把握であったり、もしくは町長答弁のとおり、民生・児童委員の皆様のご協力を得ながら、地域包括支援センターの職員、もしくは町の保健師等も通じて適切に把握をさせていただきたいというふうを考えているところでございます。

一方で、仮に推計という形ではございますけれども、今回の臨時特別給付金非課税世帯というところで 1,000 世帯を見込みということで補正予算でも説明をさせていただいたと

ころでございます。こちら施設の利用者等も入っておりますので、施設以外という形で約500世帯前後になろうかと思いますが、それに対して、町として高齢者のみの世帯であったり、もしくは高齢者の単独世帯等は、住基の情報で突合もできますので、町として相談を待つのではなく、非課税世帯と独居の世帯、もしくは高齢者のみの世帯、更には介護保険の所得段階の低い世帯は町として、福祉保健課として把握しておりますので、そういったところを事前に集計的に把握をして、対応が必要な世帯がないかどうか、事前に把握することは可能かと存じますので、そういったところも所管課として、来年度の国としての熱中症対策をさらに強化というところもございますので、それも見据えながら、相談を待つのではなく、所管課として把握に努めてまいりたいと考えますので、何とぞご理解をいただきたいと存じます。

○議長（高橋 邦男君） 大澤由香里議員、よろしいですか。どうぞ。

○6番（大澤由香里君） ご答弁ありがとうございます。周知についてはぜひできる範囲で、一言でも変わると住民の方も安心すると思っておりますので、よろしく願いいたします。

窓口の設置は難しいということでしたが、何かありましたら、こちらへみたいな庁舎建設のページにちょっとあると、かなと思っておりますので、そうした工夫もよろしく願いいたします。

多摩産材の数値は今のところ出せない、出していないということで、これから設計していく段階でということでしたが、数値を出すのは難しいかもしれませんが、94%を森林が占める奥多摩町にとって木材はシンボルでありますので、ぜひ数値目標というのを設定して、その目標を達成できるよう、努力するということが見えると良いのかなと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

熱中症対策については、500ぐらいになるんですかね。今のご答弁で言うと、中の何世帯かというところが見込まれるかなというご答弁だったのかなと思うんですが、江戸川区の場合、すごい少ないんですけど、助成件数を30件限定としているんですね。30件が良いかどうかというの、ちょっと少な過ぎるかなというところもあるんですが、仮に30件とした場合、5万4,000円の補助を行うとして、30件でも162万円、20件なら108万円、10件だったら54万円という感じで、そんなに高額な額にはならないので、不可能な額ではないと思います。財政的に非常に厳しいというご答弁でしたけれども、総務省消防庁の過去5年間の統計データによると、先程町長の答弁にもありましたが、熱中症で救急搬送される半数以上が高齢者、また、熱中症の約4割が住居で発生している、室内にて熱中症で死亡された方の9割がエアコンを使用していなかったというデータもありますので、町

民の方の命に関わることでありますので、ぜひエアコン設置に対する助成の導入を前向きに検討していただければと思います。要望です。

あと余談ですが、東京都では地球温暖化対策として、設置済みのエアコン、冷蔵庫、給湯器、照明器具を省エネ性能の高い機器に買い換えた都民に対して、東京ゼロエミポイントを付与し、ポイント数に応じた商品券とLED割引券を交付する家庭のゼロエミッション行動推進事業というのを実施中です。

私もこれ知らなかったんですけども、うちも1階のエアコンが壊れまして、買わなきゃいけないということで検索していたところにこの事業を見つけました。余り知らされていないんですけども。これエアコンですと、1万5,000ポイントから2万3,000ポイント、そのまま金額になるんですけども、が付与されますので、非常に買い換えるご家庭にとってはお得な事業です。エアコンがないご家庭には適用されないんですけども、壊れているご家庭の方には、お知らせすれば購入のきっかけになるかと思いますので、こうした周知もぜひ奥多摩町のホームページ等、民生委員さんなど、壊れていてあっても使っていない方に周知していただければと思います。ぜひよろしく願いいたします。

以上です。お願いいたします。ありがとうございました。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、6番、大澤由香里議員の一般質問は終わりになります。

次に、8番、小峰陽一議員。

〔8番 小峰 陽一君 登壇〕

○8番（小峰 陽一君） 8番、小峰です。

それでは、1件質問をさせていただきます。山間部への物資輸送にドローンの活用を推進できないか。

平成28年3月議会の一般質問で、澤本議員よりドローンの活用について質問があり、研究機関と業務提携や庁舎内プロジェクト等の検討、ドローンの予算化など積極的な対応も見られましたが、法の整備、安全性、機体の性能等問題が多く、頓挫した状態となっていたと思います。

近年、法の整備や技術が向上したため、いろんな分野でドローンの活用が見られるようになりました。令和元年の台風19号による日原街道の崩落により小池都知事が来町し、物資輸送が行われました。また、日本郵便株式会社による戸別宅配試行運航が実施されました。令和4年12月には航空法が改正され、ドローンによるレベル4運行は可能となり、本年5月には日本郵便株式会社が実証運航を試みて、無事に輸送が出来たという話を聞いております。

話がちょっとそれますが、山梨県小菅村では民間会社が山間部への戸別配送を実施しております。現在ドローンによる実証試験を実施中で、近い将来、航空法の認可申請を予定していると聞いております。数年前からドローンの活用が検討されはじめて、非常に期待を持って見ていたんですけど、何年か経ってしまいました。町のこれからのドローンに対する考え方をお聞きしたいと思います。

また、ドローン政策について、今後の東京都、あるいは日本郵便株式会社の方向性などがわかればお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 8番、小峰陽一議員の一般質問、山間部への物資輸送にドローンの活用を推進できないか、についてお答えをいたします。

町におけるドローンに関するこれまでの対応状況等につきましては、議員からご説明をいただいたとおりであり、この間、町議会定例会におきましては、平成28年第1回で澤本幹男議員より、令和2年第4回で小峰陽一議員より、令和3年第3回で森田紀子議員より、そして、令和4年第1回で澤本幹男議員より、ソサエティー5.0を含むドローンに関連する一般質問をいただき、ご答弁を申し上げてまいりました。

ドローンの活用につきましては、各地で様々な試みが行われておりますが、議員からもございましたように、山梨県小菅村では、ドローン配送の事業モデルを確立し、Sky Hubストアとして村民からのインターネット注文に応じて食品や日用品を、村内10か所の配送地区のうち5か所はドローンによりドローンスタンドまで、残り5か所は車で配送する事業が実施されております。

この小菅村の事業につきましては、奥多摩町、丹波山村そして小菅村で組織する3か町村連絡協議会の令和4年度の視察先として、協議会のメンバーである高橋邦男議長、小峰陽一副議長、そして、私も現地で視察をさせていただき、運営会社の方から実施に至るまでの経緯や現在の運営上の課題等について、お話を伺うことができました。

次に、東京都での取組ですが、デジタルサービス局におきましては、現在、ドローン物流サービスの社会実装を目指し、令和4年度から令和6年度の3か年で民間企業に対する支援を実施していることや水道局ではドローンを用いた調査として小河内ダムの堤体高所部、ダムの高い部分の点検や水深約100mにある第1号取水施設の取水口の点検、こちらは水中ドローンとなりますが、人間が行うには難しいこういった場所で迅速かつ効率的なドローン活用を進めているとのことでした。

これに対しまして、町における現在のドローンへの取り組み状況につきましては、令和元年度から町内で実証実験を続けている日本郵便株式会社との連携がございます。こちらにつきましては、議員からもご説明がございましたように、昨年12月の航空法改正を踏まえ、この3月に奥多摩郵便局を出発地として、レベル4という有人地帯における補助者なしの目視外飛行によるドローン配送を日本で初めて実施しましたが、無事に成功し、テレビをはじめとする複数のメディアにも採り上げられました。

この試験飛行では、片道約2kmのルートを飛行して、標高約480mの集落に着陸し、ここで荷物の入ったカーゴボックスを切り離し、再度離陸して出発地に戻ってくる総飛行距離が約4.5km、総飛行時間が約9分のルートでございました。

このドローンによる実証実験ですが、全国の中山間地の隅々まで郵便物を届ける義務がある日本郵便では、少子高齢化に伴う労働力不足といった社会環境の中で、顧客サービスの向上とともに、配送オペレーションの効率化を目指し、平成29年頃からドローンや自動配送ロボットを使った配送高度化の取り組みを行っており、将来を見据えて先端技術であるドローンや配送ロボットの実用化を進めております。

ドローンによる物流サービスは、日本郵便に限らず、小菅村の場合も含めまして、現時点において市場が未だ確立していないと言われております。これは利用者側から見た配送料といった形の費用負担と事業者側の運航に掛かるコストとの間で大きな乖離があるためだと言われております。

社会実装化には、こうした現実的な課題の解決が求められておりますが、日本郵便では、日本全国に同じサービスを提供しなければならないユニバーサルサービスが求められており、そのためのコストをどう見るかを考えていく必要があるとの見解を示しております。

そのための方策の一つとして、日本郵便では資本業務提携を結んでいる国内のドローンメーカーであるACSLと共同開発中の物流専用機であれば、5kgの積載や最大飛行距離40kmといったスペックを活かして用途の幅が広がることを期待しており、今後、そういった機体による運行も開始したいとの意向がございます。

急速な技術革新が進む現代にありましては、ひとつの自治体のみでドローンの利活用を推進することは困難であると考えております。町といたしましては、ドローンによる物資輸送の社会実装化を見据えて、日本郵便との連携協力体制を継続し、町や住民にとってメリットがある実施内容になるように努めてまいります。

○議長（高橋 邦男君） 小峰陽一議員、再質問ありますか。どうぞ。

○8番（小峰 陽一君） 1つまず確認したいんですけど、日本郵便と業務提携している

ということでよろしいんですね。どの程度の内容で契約しているのか、そこら辺が分かったら教えていただきたいのと、日本郵便が成功しないと、奥多摩町はいつまでたってもやらないということでいいんですかね。というのは、非常に28年の3月にドローンをやるんだと、ドローンが余り知らない時代からちゃんと奥多摩町はこういうことをやるんだと言いついたんだよね。それが5年も6年も経って何の成果も上がっていない。それはやっぱり申し訳ないけど、きちんと出来なかったという理由はあるはずなんですよね。いろいろ状況が、まだ未知の部分が多くて進まなかったというのはよく分かるんですけど、そこら辺がやる気の問題も少しあるのかなというような気がしますんで、そこら辺をどう考えているかということ。

それから、令和4年3月に澤本議員のほうから、奥多摩ドローン協会があるよと。その人たちと上手く協働で何か出来ないかというような質問があったと思うんですけど、そういう考え方があるかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（高橋 邦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 8番、小峰議員さんからの再質問にお答えいたします。

1点目でございます。日本郵便との業務提携というようなご質問をいただいたかと思えます。日本郵便と奥多摩町の状況なんですけど、契約等は結んでおりません。平成28年度のときのN I Iという研究所のほうのお話もあったかと思うんですけども、あのときは契約を結んでいるんですね。今回の日本郵便に関しては、奥多摩郵便局を起点にして、また、一部最初の頃は旧小河内小学校のグラウンドを使ってということで、町の施設を使わせてもらいたいということで始まっているところなんです。なので、今、軸足のほうはどちらかという奥多摩郵便局が発発・帰着点みたいな形で進めておまして、あとはこの間のレベル4の日本初の飛行実験をしたときも、例えばメディア向けのぶら下がり取材とかするために町の間所を貸してくれとか、あとは当然、南氷川自治会とか関連自治会のところに連絡周知をする際に協力をしてほしいというようなお願いがある中での町の協力関係という状況になっております。よろしくお願ひいたします。

それから、平成28年から成果が上がってないというお話もいただいているところがございます。こちら先程町長答弁にもありましたように、過去に数回一般質問のほうでもご質問いただいて、状況等についてもご答弁をさせていただいたとおりでございます。

そういったところで、日本郵便が成功しないと、町はその先がどうなのかというようなお話をいただいております。日本郵便につきましては、様々なメディアのほうでも発信をされておりますけれども、社会実装化ということで、現実的に郵政事業というか、郵便事

業の中で人に代わる部分として使っていきたいというお話をしていますので、それは日本郵便側のまず大きな目的の一つということでございますけれども、一方で、町としても協力体制、協力させていただいている中におきましては、町のこういった中山間地でのいろいろな配送のこともありますので、そういったところで何らか町のメリットになるようなこともお願いしたいという話は当初からしておりますけれども、それが今の段階でまだいつから具体的にどういうことが、例えば小菅村さんみたいなああいうは配送事業が始まるのかというのは、ちょっとまだ今のところはございません。ご理解のほうよろしく願いいたします。

それから、ドローン協会との協働でということでございますけれども、今、都民の森のほうで体験事業ということで、ドローン協会のご協力をいただきながら事業のほうをしているということでございます。そういった意味で町と連携は始めさせていただいているような状況ということでございますので、ご理解のほうよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 小峰陽一議員、よろしいですか。どうぞ。

○8番（小峰 陽一君） 都民の森での状況が分かったら教えていただけますか。

○議長（高橋 邦男君） 自然公園施設担当課長。

○自然公園施設担当課長（神山 正明君） 8番、小峰陽一議員のご質問に対しましてお答えさせていただきたいと存じます。

都民の森の事業におきましては、奥多摩ドローン協会のご協力をいただきまして、4か年継続で行っておりますけれども、親子を対象といたしまして町内外の子どもさん、小学生が中心になりますけれども、お子様と親御さんがお集まりいただきましてドローン教室ということで、栃寄の山中でドローンの操作講習会、撮影等を含めて行うということを数年に分けて継続して事業を実施しております。

それから、先程来、物資の配送等の事業ということでのドローンの活用ということでお話ございましたけれども、こちらにつきましては山のふるさと村で行っている事業ということで、株式会社阪急交通社の西日本営業部、こちらが主体となりまして、東京都環境局の許可を得て、山のふるさと村園内におきましてドローンの操作による東京観光モニターツアーという観光事業におけるドローンの活用ということを行っております。

昨年の実施内容につきましては、水道局用地を除く山間地をドローンを操作し、映像の撮影技術を講習するといったことをメインに行っておりますけれども、本年度6月の後半を予定しておりますが、東京観光モニターツアー第2弾といたしまして、アクセシブル・

ツーリズム推進ということで、ドローンを活用したテレビ画像を見ながら、足腰等が若干不自由な方であってもダム湖畔にお集まりいただいて、その先の行けない場所をドローンの映像を通じて旅行を楽しむといった実証的な試験をここで執り行うということで、観光事業の面ではこういったドローンの活用を執り行わせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 小峰陽一議員、質問のほうは再々質問までというふうにさせていただきます。

○8番（小峰 陽一君） 思いがけずに観光にもドローンが使えるそうだという話を聞いて、非常に頼もしいと思っています。せっかく長い間温めてきたんですから、ぜひ何かで奥多摩町はドローンすごいんだよと言われるぐらいになるまで頑張っていただけたらありがたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、8番、小峰陽一議員の一般質問は終わります。

以上で、日程第2 一般質問は全て終了しました。

次に、日程第3 各常任委員会、議会運営委員会の特定事件に関する閉会中の継続調査についてを議題とします。

お諮りします。本件については、各常任委員会、議会運営委員会から継続調査の申出がありましたので、配布の特定事件継続調査事項のとおり、閉会中の継続調査にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、それぞれ閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、日程第4 職員派遣についてを議題とします。

お諮りします。本件については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第124条の規定により、閉会中において議員派遣を行う必要があるものは、お手元に配布の議員派遣予定表のとおりであります。

ただし、予定表に記載がなく、特に緊急を要する場合にあっては、その日時、場所、目的及び派遣議員等について議長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、議長に一任

することに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

ここで、本定例会の閉会に当たり町長より挨拶があります。師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 6月9日から始まりました令和5年第2回定例会の閉会にあたり一言挨拶を申し上げます。

先月の22日には久しぶりに町村議会議員皆様による意見交換の会が行われました。議員皆様のみならず、東京都の担当職員皆様とも懇談、懇親がはかられたのではないかというふうに思います。貴重な懇談会となりました。

また、議員皆様には7月に提携協定を結んでおります神津島への研修が予定されているというふうにお聞きしております。この数年、本当に研修交流の場が皆様方少なかった、行動ができなかったというふうに思います。ぜひこの研修を有意義なものにしていればというふうに思います。

今定例会では、令和4年度の一般会計補正予算を含む4件の専決処分の承認、それから、条例の一部改正2件、報告1件、委員の選任を求める案件が1件、また、本年度の一般会計補正予算等のご承認をいただきました。まだまだコロナ感染症の影響が残る中、予算措置ができましたこと感謝を申し上げたいというふうに思います。

庁舎建設であります。先程一般質問等で大澤議員さんにもお答え申し上げましたけれども、今、とにかく設計業者の選定、作業を進めるにあたりアクセス道路の整備実現に向けてJR東日本八王子支社及び奥多摩工業様と協議を重ね、詰めているところであります。ご理解をお願いしたいと思います。

いずれにしても設計作業にあたっては様々なステークホルダーの方々からご意見をいただくとともに、今後も住民皆様への情報提供を行ってまいりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、一般質問の中で、木村議員から自殺対策の会議に出られたときの感想を述べられておりましたが、本当に氷川大橋にしても小丹波の万世橋にしても、秋になれば絶景の紅葉が見られる場所でもあるんですね。でも、同じ場所でお悩みになっている方がたたずんでいるということも、これも事実でございます。いろんな対策をやはりしっかりと講じなくてはいけないということを再認識させていただきました。

本当に奥多摩駅、特に夕方なんか降りて、そういう人を見かけたらちょっとでも、声掛けの仕方が本当に難しいと思うんですよ。難しいと思うんです。でも、何かしてあげなき

やいけないかなという気にさせられるというふうな方が時々見受けられますので、ぜひ皆様方にもそのあたりをよろしくお願ひしたいというふうに思います。

今年はまだ既に台風が2つ本土に接近いたしました。本当に世界の気象が変わってしまっています。あらゆる自然災害に対応すべく、私どもも町もしっかりと対応してまいりたいというふうに思います。

熱中症対策の講ずる時期も迎えております。ご近所の皆様はじめ、住民皆様へのお声掛けをぜひ皆様方にもよろしくお願ひをしたいと思います。

議員皆様には足かけ4年にわたり、コロナ禍における議会運営にご理解を賜りました。職員を代表して感謝を申し上げ、本定例会閉会の挨拶といたします。大変お疲れさまでした。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、町長の挨拶は終わりました。

以上をもって令和5年第2回奥多摩町議会定例会を閉会といたします。長時間の審議、大変ご苦労さまでした。

午後4時07分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員